

第六十三回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十八号

(三〇三)

昭和四十五年四月九日(木曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 浦野 幸男君

理事 武藤 嘉文君

理事 岡本 富夫君

理事 石井 一君

理事 宇野 宗佑君

理事 海部 俊樹君

理事 小峯 柳多君

理事 坂本 三三君

理事 藤尾 正行君

理事 山田 久就君

理事 岡田 利春君

理事 横山 利秋君

理事 多田 時子君

理事 川端 文夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

通商産業政務次官 小宮山重四郎君

通商産業省重工業局長 赤澤 瑋一君

郵政大臣官房電氣通信監理官 柏木 輝彦君

委員外の出席者

通商産業省重工業局長 山形 榮治君

商工委員会調査室長 椎野 幸雄君

四月八日

外国産果実等の貿易自由化反対に関する請願外二十六件(關谷勝利君紹介)(第二九二八号)

第一類第九号

商工委員会議録第十八号

昭和四十五年四月九日

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件
情報処理振興事業協会等に関する法律案(内閣提出第七四号)
公益事業に関する件(大阪市のガス爆発事故)

○八田委員長 これより会議を開きます。

公益事業に関する件について調査を進めます。
昨日の大阪府におけるガス爆発事故の概況について政府より報告を求めます。小宮山政務次官。
○小宮山政府委員 昨日、大阪で起こりましたガス爆発について、御報告申し上げます。
その前に、なくなられた大ぜいの方々、また遺族の方々に、心から哀悼のおこばをささげるとともに、また、大ぜいの重傷者の方々が、一日も早く回復されんことを願っております。
通産省としては、事故発生時の報告を受けたと同時に、本省から係官二名を大阪に派遣いたしました。その現場の状況を把握し、その指揮に当たらせるとともに、大阪通産局では、十九時三十分に通産局長を本部長といたします。ガス事故対策本部を設置いたしました。また昨晩十時半に、通産大臣と馬場公益事業局長及びガス課長を現地に派遣いたしました。また、たゞいま本日、総理府に關係各省による大阪ガス事故対策本部——これはまだ仮称でございますけれども、關係各省寄りまして、今後の対策を進めております。ガス爆発の事故について、皆さま方のお手元にお配りしましたものに従いまして、御説明を申し上げます。
災害の発生時期は、昨晩の午後五時二十分ガス漏れを発見いたしました。五時二十分から三十五分の間に各所へ通報いたしました。午後五時四十

分から五十分の間に爆発をいたしました。この時差の問題については、大阪府警、市消防局、交通局その他に幾らかの誤差があるようでございますが、大体四十分から五十分の間に爆発をしたと見られております。

災害の発生場所は、大阪市の大淀区長柄国分寺町十五番地の地下鉄二号线工事現場でございます。

災害の経過につきましては、地下鉄二号线で、これは梅田—天六—都島間を走る予定の地下鉄でございますが、つり防護を施した工事現場において地下掘り工事を実施中、露出された直径五百ミリの鋼鉄管からガス漏れが生じ、それに何らかの原因で引火爆発を起こし、災害が発生したと考えられ、その原因については現在調査中でございます。破裂した道路をおおっており、板の長さ三メートル、幅一メートルのものが飛び散りましたために、付近にいた工事人及び多くの市民の方々から死傷者が発生し、また道路の両側の家屋が延焼いたしました。

次に、被害の状況でございますけれども、九日午前五時現在、大阪府警の調べでございますが、死者は七十六名、負傷者重傷百六十六名、軽傷が百十七名でございますが、そのほかに、家が焼けましたのが、大阪府警の調べでございますと三十三戸でございます。なお、ガス爆発で、道路をはさんで約三メートル、その両側に建っております家が、ほとんどガラスその他家屋が破損をいたして、約二百メートルにわたってそういう事故が起きております。

次に、災害に対して講じられた措置でございますが、罹災者の救援については、負傷者は行岡病院外二十五カ所に収容いたしました。手当て中でございます。なくなられた方々の御遺体は、大融寺、南御堂、鶴満寺に安置いたしました。焼失し

ました家屋の罹災者に対しては、付近の小中学校三カ所に避難所をつくってまいりましたが、現在二カ所に百名程度収容されております。また、食糧その他については緊急手配をいたしました。

消火活動については、消防車五十四台が出動し、その出動人員は約五百人で、鎮火は八日の二十時三十分鎮火いたしました。

その他、いろいろな關係各所で手当てをいたしている分につきましては、大阪労働基準局において約五十万円相当の緊急薬品を提供いたしました。府衛生部においては三十五病院を動員し、あるいは大阪府立病院、日赤、成人病センターからおの医師を派遣しております。負傷者の中にはガスえその発生のおそれがございますので、血清五十五本を用意しております。

大阪府においては、市長を本部長といたしまして、關係各局長をもつて構成する事故対策本部を設けております。また、先ほど申し上げました大阪通産局に対策本部を設けておりますけれども、そのほか大阪府警、労働基準局においても各対策本部を設けておりますが、大阪通産局がその各対策本部の連絡に当たっております。けさ、九日午前二時に大阪府庁において、市対策本部、大阪通産局の対策本部と各府庁の出先機関による第一回の連絡会議を行ないまして、通産大臣に対してそれぞれ事故の処理と今後の方策について報告を行なっております。

今後の措置といたしましては、大阪市消防局、大阪府警は、九日の午前十時より引き続き現場検証を行なつて、原因の解明に当たつていられる模様でございます。

その他、現在死者については、総理のほうから通産大臣に電話連絡がございまして、穴の中に死者がないかということとございまして、穴の中にも、もう穴の中には死者がないようございまい

す。ただ、家屋の焼けたあと、あるいは板の下敷きになつてゐる人たちがゐるのではないかと思ひますけれども、これは大阪府警の意向によりまして、現場検証その他をやっておりますので、いまそのまゝの状態現場検証を行なつてゐるようでありまゝ。これは、けさ八時半、ガス課長からの連絡でございます。

たいへんな事故になりました。ただただ今後こういう事故がないことを願うとともに、負傷者の方々に対し、また家族の方々にたいへん申しわけないこととでございます。今後この対策については、通産大臣が、いまの予定でございますと、十一時五十分の飛行機で羽田に参りますので、通産大臣が参りまして、総理その他関係各省と相談の上、早急に対策を立てたいと思つております。

○八田委員長 情報処理振興事業協会等に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出があります。順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 ちよつといまの御報告について……あとで本格的な御質問をいろいろいたしたいのであります。ちよつと気になることを、議事録にも残りますので、確かめておきたいのであります。

死者の七十六名、新聞がきのうからきょうにかけていつておることを聞きますと、いま私の手元にありますきょうの日本経済新聞では九十九人でございます。議事録の関係で放置できないような気がいたしますので、どうしてこういうふうに数字が違ふのでありますか、念のために伺つておきます。

○小宮山政府委員 これはけさ電話がございまして、大阪府警のけさ五時の発表でございます。

○横山委員 いずれ大臣がお参りになれば詳細なことはわかると思ひますから、これ以上は御質問しないのであります。この一点で、一般の新聞が九十九名死んでおるというのに、政府の報告に

よりまずと七十六名の死者という点については、どちらがほんとうであるかわかりませんけれども、二十数名の違いがあるというのはいささかどうかという感じがいたします。これは後刻、なぜこういうことになつておるかということもよく伺ひたいと思ひます。

○小宮山政府委員 いまの御質問でございますけれども、通産省といたしましても、数字がたいへん違いますので、たいへん心配になりまして、大阪と連絡をとりまして、その連絡が入らないうちに私こちらに出でまいりましたのですが、大阪府警の五時の発表でございますので、その点、家が焼けたら下敷きになつた人たちの数がどのくらいになつてゐるのか、私どもまだ現状が把握できておりませんので、後ほど正確な数字が出るかと思ひます。

○横山委員 それでは、大臣お参りのときにあらためて皆さんと一緒に質問をいたしたいと思ひますから、この法律案について少し逐条的にたゞしてまいりたいと思ひます。

まず第一条。第一条はこの法律の目的であります。私どもがかねて承知をいたして参りますところによりまして、次の国会あたりに情報に関する基本的な法律案を政府としてはお出しになる、こういう予定を伺つておりますが、そのとおりでありますか。

○小宮山政府委員 いまの問題でございますけれども、基本法を出すかという問題だと私考えておりますけれども、現段階においては、情報処理という問題が非常に多方面にわたつております。そういうことで、各分野との問題点に対する基本的な考え方を十分打ち合わせ、あるいは関係各省あるいは民間と話し合ひをしなければできないことが多いかと思ひますので、来年度にできるとはいいまゝのところ私たちが考へておりません。

○横山委員 この法律が、来年度かあるいはその次の機会か、おそらく出てくるであろう基本法について支障になるようなことはありませんか。

○小宮山政府委員 これから出されると考えられ

る、まだ調整がついていない基本法の問題でございます。今度のこの法案に基本法との関係で問題となるようなことがあれば、今後調整をとつて改正をしていきたいという考え方でございます。

○横山委員 お答えのように、簡潔にこれからずつとお願いしたいと思ひます。

私どもが心配いたします一つの点は、基本法に障害があることはないかということ。それから、基本法に盛らるべきことが二、三想像されるわけでありまして、その盛らるべきことをいままら用意をしないでいふのであらうかという点を考えるわけでありまして、その原則の一つは、何のためにこの法案を出すか。また基本法を出すか。私どもは、これらのことが、単に情報処理サービスの育成とか、あるいは国民経済の健全な発展ということにとどまらず、産業革命、社会革命にまでいこうとするこの情報関係の諸問題は、究極的には国民生活の向上ということにならなければならず、人間疎外をさらに助長するようなことがあつてはならない、こういうふうなことを考へてあります。

その意味において、この法案はそのことを基礎的に考へておるのかどうかという点を伺ひます。

○小宮山政府委員 横山先生のおっしゃるとおりだと思ひます。情報産業というものが、これから国民生活あるいは国民経済の中で非常に重要な地位を占めることは事実でございます。このたび出しました法案は、基本法との問題というよりなことでございまして、現在、日本の情報産業の中で一番おくれしておりますソフトウェアの開発という面で、ぜひこれを振興させていただきたいという面から、この法案を出したわけでございまして、この開発がおくれますと、日本経済あるいは日本全体の発展にも支障を来すような問題が起きるのではないかと考へております。

○横山委員 お話によれば、私と意見が合うようでありまして、この第一条の目的は、「もつて国民経済の健全な発展」——「国民経済」となつております。私どもは、むしろさらに一歩進んで、これらの関連法案なり基礎法案というものが、国民生活という意識なくしてはいけぬ、産業及び経済に限定をされてはいけぬ、こういう思想を持つておるのであります。お話によれば私と同意見のようでありまして、その意味ではこの第一条について私は若干疑問を持ちます。

次は第二条で事務的に伺ひたいのであります。第二条のカッコ内の「計数型のものに限る」とありますが、そのほかのものはどんなものがあるか。それから同じく第二条の「検索」とは一体どういうことであるか、お伺ひをします。

○山形説明員 お答えいたします。

電子計算機には、御存じのとおり計数型と相似型という二つあるわけでございますけれども、相似型といふのは、どちらかといひますと、計器類のような性格を持つておりますので、使い方をいたしましたとしても、大体科学計算等の数値制御等に使用される場合が多いわけでございまして、現在われわれのほうで考へております情報産業としてソフトウェア等を開発しなければいかぬと思はれるものは、大体において計数型でございます。そので、むしろ概念をはつきりさせまして、当面計数型のものに集中して整備をはかりたい、こういう趣旨でございます。

「検索」と申しますのは、非常に大量の情報を即時に取り出す作業でございます。そのために用語の統一等も必要でございます。ソフトウェアを開発して、簡単に言いますと、大量の情報を即時に目的的に取り出すという作業を申します。

○横山委員 第二章第三条の「電子計算機利用高度化計画」、この高度化計画がこの法案の中に一つの柱になつておるわけでありますが、その高度化計画そのものを考へてみましたときに、これは本来この事業協会等に関する法律案の中に盛り込まれるべきものではないのではないかと、むしろ将来あり得べき基本法的な性格を持つものではないかと、私はこういう考へを抱くのであります。なぜならば電子計算機の利用の高度化計画というものは、電子計算機それ自身では成り立たない。その電子計算機の機械メーカ、今後開発されるべき諸問題

民生活という意識なくしてはいけぬ、産業及び経済に限定をされてはいけぬ、こういう思想を持つておるのであります。お話によれば私と同意見のようでありまして、その意味ではこの第一条について私は若干疑問を持ちます。

次は第二条で事務的に伺ひたいのであります。第二条のカッコ内の「計数型のものに限る」とありますが、そのほかのものはどんなものがあるか。それから同じく第二条の「検索」とは一体どういうことであるか、お伺ひをします。

○山形説明員 お答えいたします。

電子計算機には、御存じのとおり計数型と相似型という二つあるわけでございますけれども、相似型といふのは、どちらかといひますと、計器類のような性格を持つておりますので、使い方をいたしましたとしても、大体科学計算等の数値制御等に使用される場合が多いわけでございまして、現在われわれのほうで考へております情報産業としてソフトウェア等を開発しなければいかぬと思はれるものは、大体において計数型でございます。そので、むしろ概念をはつきりさせまして、当面計数型のものに集中して整備をはかりたい、こういう趣旨でございます。

「検索」と申しますのは、非常に大量の情報を即時に取り出す作業でございます。そのために用語の統一等も必要でございます。ソフトウェアを開発して、簡単に言いますと、大量の情報を即時に目的的に取り出すという作業を申します。

と関連なしにはそれは済まされない。それからまた、教育計画と関連なしでは済まされないのではない。この第三条は「次に掲げる電子計算機及びプログラムについて、通商産業大臣が定める」となっており、その第三項にありま

なお、御質問の中にありました「関係行政機関の長に協議」といいますのは、ここで目標を定め開発をするプログラムといいますが、大体において汎用的なプログラムでござい

○山形説明員 この計画でねらっておりますのは、先ほど申し上げましたように、情報処理の振興をはかるために必要な電子計算機の数、それから特に開発が必要と思われる汎用プログラムの目標でござい

画と、後ほど出てまいります事業協会とは、非常に密接な関係がござい

○山形説明員 ただいま先生のおっしゃいますように、情報化社会の進展に

○横山委員 私が質問してありますのは、この法案の一番重要な骨子になるのは振興事業協会であ

○山形説明員 この計画でねらっておりますのは、先ほど申し上げましたように、情報処理の振興をはかるために必要な電子計算機の数、それから特に開発が必要と思

○八田委員長 質疑を続行いたします。横山利秋君。

○山形説明員 ただいま先生のおっしゃいますように、情報化社会の進展に

○横山委員 私が質問してありますのは、この法案の一番重要な骨子になるのは振興事業協会であ

○山形説明員 この計画でねらっておりますのは、先ほど申し上げましたように、情報処理の振興をはかるために必要な電子計算機の数、それから特に開発が必要と思

○八田委員長 質疑を続行いたします。横山利秋君。

○山形説明員 ただいま先生のおっしゃいますように、情報化社会の進展に

○横山委員 私が質問してありますのは、この法案の一番重要な骨子になるのは振興事業協会であ

○山形説明員 この計画でねらっておりますのは、先ほど申し上げましたように、情報処理の振興をはかるために必要な電子計算機の数、それから特に開発が必要と思

○八田委員長 質疑を続行いたします。横山利秋君。

いて定められても、機械産業あるいはそのほかのもろもろの情報の処理問題と関係なしには、この高度化計画は成り立たないではないか。そうすると、もつとより高次の計画というものがあつて、その計画の中の一分子としての電子計算機利用高度化計画があるのが至当ではないか。これだけ独立して、これだけ先行してやつて何の意味があるか、こういうことなんです。どうですか。

○赤澤政府委員 第三条の計画につきましては、ただいままで御答弁申し上げたかと思ひますが、私どもとしては、やはりある程度長期——五年程度と考へておりますが、特にその間における利用促進をはかる必要がある電算機、この内容は、もし御質問があればあとで申し上げますが、さらに汎用的なプログラム、こういったものの目標を設けたいとして、業界全般あるいは利用者の全般に對して一つのガイドラインを示そう、そういうものに從つて各関係者が、ここにございませう、電子計算機利用高度化ということに向かつて、いろいろな方面からそれぞれ持ち場において努力をするという意図があるかと考へております。そういう意味で、計画をつくることはそれなりに一つの意味があるものと考へております。

法文上の関係は先生お示しのとおりでございまして、直接的にひつかかつてまいりますのは第四条でございしますが、規定してございませう、事業協会の委託開発をいたしますとか、その他のいろいろな事業をいたしますが、そういうこと、のしんにもなるもの、こういうふうに考へておるわけでありませう。基本法その他の関係につきましても、すでに御答弁申し上げたとおりであらうかと思ひますが、この法案に関する限りにおいては、そういう意味合いを持った計画というふうには私ども考へておるわけでございます。

○横山委員 いささかこれはこじつけですね。指摘をいたしました点は二点です。一つは、いま御答弁のようなことであるならば、協会のないは政府の施策の中で、この利用高度化計画の線に沿うやり方というようにどこかに入つてこなげ

れば、法体系としてはだめだという指摘が一つ。もう一つは、情報に関する基本計画というものがあつて、その一環としての電子計算機利用高度化計画があるのが至当ではないかという指摘をするにとどめます。

第三番目、電子情報処理振興審議会というものがこつ然とここに出てまいりました。この点につきましては、うしろのほうの附則の第六條で「電子工業審議会」を「電子情報処理振興審議会」に改める」ということでありますから、この法案でなくて、いまの電子工業振興臨時措置法の改正によつて、電子情報処理振興審議会というものが名前が變つて設置されるということですね。これはわかつています。ところが、その第六條のうしろのほうで、十四條から二十一條まで削除してしまつた。これは一体どういう意味で削除をされたわけでありませう。電子情報処理振興審議会に名前が變つた。この十四條から二十一條までは、従来の審議会の委員構成、その選出のやり方、任期等々がきめられておるわけであります。それを削除した理由は何でしょう。

○赤澤政府委員 ただいま御質問がありましたのは、従来の電子工業振興臨時措置法の中で電子工業審議会というものを設けておつたわけでございます。同じような電子工業及び情報処理関係というものはそれぞれ密接に關係がございませう、これを一本の審議会にして運用するほうが、いろいろな意味でいいんじゃないかということから、今回の法律で電子工業及び情報処理審議会、こういうふうにしたわけでありませう。その場合には、それぞれこの審議会の運用上、その審議会の内容等が両法案にまたがりますので、この際通産省設置法の案にこれを規定をする。したがつて、電子工業振興臨時措置法のこの審議会に関する部分が除かれるというところになるわけでございます。この設置法に規定いたします場合には、ここにございませう、設置法にこれを移しました上からは、この審議会に関する各般の事項につきましては政令をもつてこれを定める、こういうことになるわけ

でございます。

○横山委員 電子情報処理振興審議会の委員の構成、任期、その他は政令で定める、こういうわけですか。その根拠は何条になりますか。

○赤澤政府委員 設置法の第二十五條に「その他の附屬機関」ということで、ここにございませう、産業振興審議会以下各般の通産省関係の審議会が書いてございませう、その第二項に「前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。」こうなつておりますので、設置法の第二十五條第二項で政令で定めることに相なるわけでありませう。

○横山委員 私はふしぎに思ふのでありますが、通常の法体系からいふならば、電子情報処理振興審議会というものが第三項にこつ然と出てくる。そして、電子情報処理振興審議会に関する何らの事項も、この法案の中にはほかのところに出てこないわけですね。少なくともどこかの項に、この振興審議会に関する各項目は、別に政令で定めるといふふうになるか、あるいはこの電子工業審議会の条項の十四條から二十一條がそのまま適用されるということになるのが当然ではないか、こういうふうには私は考へる。いまのあなたのお話だと、通産省の設置法の中で左に掲げる審議会についての規定は別に政令で定めるといふお話であります。政令で定められるべきものではないのか。現に電子工業審議会の諸問題については、現行法の十四條から二十一條の中に定められておるのかかわらず、それを政令にゆだねるといふのは、なぜ後退をさせるのかという点が私にはわかりませう。

○赤澤政府委員 ただいまの問題、たいへん法律技術的な問題でございませう、私の承知いたしております限りで御答弁をいたしたいと思ひますが、この審議会につきましては、従来、関係法令の中にそれぞれ審議会につきましても規定があるものと、それから設置法の二十五條におきまして各

種の審議会を規定しておるものと、両方あつたわけでございます。御承知かと思ひますが、審議会等の整理に関する法律というのが出ますのを契機といたしまして、従来個別の法律に附属した審議会を、適當な機会、つまり今回のような法律改正がある機会に、大体設置法の中に全部入れ込んでしまふ。これは法律技術的な面もあるかと思ひますが、こういうのが大体内閣の方針であるように私承知いたしております。そういったことから、今回の場合にも法改正がございまして、かわり合いのある法律が二本あるということから、こちらに移すにあたりまして、いま申し上げましたように、従来の電振法の規定を削除いたしましてこちらにまいりますと、この法律の第二項が自動的に働くことになりませう、いま申し上げたようなことで政令に規定される、こういうことになるわけでございます。

○横山委員 これは明らかに国会軽視ですよ。審議会の構成、権限、任期等については、いまは電子工業審議会という名前において法律上こうである、これを今度は名前だけぽつと三項に出しておいて、あとはわしらにかつてにまかせてほしいというばかな言ひ方は許しません。しかも、ここにひよこり電子情報処理振興審議会という名前が出て、あとどこをさがしてもそれに関する規定がない。一体これは何を審議会と、委員がどのくらいおつて、任期はどうなつておつてどうなるかというところは、いままで法律事項であつたものを、今度はおれらのかつてにやらしてみたいというところですね。政府にしてみれば、かつてにさせてもらいたいという理由が私にはないと思ふ。電子情報なりこの種の問題が、国会で法案ができて、今後産業界にも、あるいは国民社会の中にも大きなウェイトを占める問題を、いままでは法律事項であつたものを、これからは内容はわれわれのかつてにさせてくれというところは、私どもは納得できませんよ。どうです。

○赤澤政府委員 御指摘のような点も十分あろう

かと私も思いますが、ただ審議会につきましましては、この箱書きの中に一応内容が書いてございます。委員の構成あるいは審議の方法等々について、従来法律でやつたものを政令にゆだねることになるわけございまして、先生御議論のような見方もあるかと思ひますが、同時にまた、法律でこれを書き上げるといふことになりまして、従来私どもが承知いたしておりますような、こういう設置法で審議会を設けるときのほかの審議会との関連もございます。こういうことから、ほかの審議会にならつてこれをするといふことで、特別にこれだけを、いまお話しのように、法律にあつたものを一段格下げをしたといふことではないと私は思っております。

○横山委員 これは格下げですよ。同時に国会の審議権を奪ひ去つたものです。わかるでしょう、私の言ひ方は。あなたは、おれは知らぬ、法制局が何かでそういうふうになつておるからそうしたのだ、とおっしゃるかも知れませんが、現在すでにある審議会が、きちんと十四条から二十一条まで八条にわたつてその審議会の構成その他をきめておるのにかかわらず、ここでは全く不親切にも、審議会の名前だけ出しておつて、あとの条項には何らこの審議会のあり方について規定するものがないといふ点については、まさに不明朗なものだ、こういうように指摘をいたします。

次は四条と五条であります。これはちよつと質問するにとどめますが、四条の「資金の確保又はその融通のあつせん」の「融通のあつせん」とは、どういふことですか。融通のあつせんといふ意味でありますか。何か特別な意味がありましようか。

○赤澤政府委員 「融通のあつせん」といふのは、政府がこの高度化計画の中でつくられたプログラムのみであるか、民間が持つておるプログラムも含めるものであるか、その二点を伺ひます。つきましては、先生の御意見のとおりでございます。

それから第五条の「プログラム」でございますが、この調査簿を置きますねらいと申しますか、目的は、あくまでプログラム等の円滑な流通をはかるといふところがねらいでございます。そういった面から私どもが考えておりますのは、民間の各ユーザーが持つておりますプログラムの中には、自社のみならず、他の者に流通させても差しつかへがない、むしろそうすることによって自分のほうもプログラムにかけた費用が回収できる、別に業務の秘密でも何でもない、こういったようなプログラムも相当程度あるのではなからうか、こう思つております。そういったプログラムを調査簿に載つておることによりまして、調査簿を閲覧いたした者が、自社にそれが活用できると思へば、その保有者との間で適当な条件で取引をすることができるとある、こういうねらいでございます。したがつて、民間のものが中心になるものと思つております。

○横山委員 第六条の「情報処理技術者試験」のことです。将来、予想されるこの種の試験をするとするならば、単に情報処理技術者だけでなくして、ほかの技術者といふものが予想されると思ふのであります。そういう予想される試験の種別は、どんなものがあり得るかといふことが一つ。

それから、本年は任意に通産省でおやりになつたのであります。六条によつて新しく規定された法律上の問題となつた技術者試験との違いは一体どういふことであるか。

また、私が第一番目に申しましたように、ここでは情報処理技術者の試験だけを行なうといふのであります。けれども、試験をするといふなら、ほかの情報関係の技術者試験はどうして頭を出してこないのか。なぜこれだけを特に出さなければならぬのか。もしもこれを一つの法律的な試験だとするならば国家試験といふことになる。国家試験といふことになるならば、本年やつたものと違ひは一体どういふことになるのか、その点を伺ひます。

○赤澤政府委員 ここにございすように、「情報処理に関する業務を行なう者の技術の向上に資するため」といふこととございまして、現在、第一種、第二種、いわば上級のものと一般的なもの、二つに分けて試験を行なつたのでございす。それ以外に、たとえば企業で申せば管理者と申しますか、そういったものについて何らかの資格試験をするかどうかといふような点がいま御指摘の問題点であるかと思ひますが、私どもといたしましては、やはり上級のプログラマーあるいは一般的なこういったものの関係者、こういった面の所要人員と申しますか、技能の高度化をはかり、さらにこういった者をできるだけ多く養成をしていくといふことが必要であると考えておりました。将来こういった者以外の者についてやるかどうか、これは情勢の進展を見て検討しなければならぬ問題だと思つております。

それから、第二点としてこの試験の性格でございますが、これはいわば認定試験と申しますか、そういった必要な知識、技能についての認定をしてあげるといふ試験でございまして、その資格を持つていなければ当該業務に従事してはならないといったような意味での、資格試験といふ性格のものではないと思ひます。こういったことからいたしまして、私どもは、そういう認定をすることによつて、広くこういった技術者の資質の向上をはかりたいと考えておるわけであります。

法律によつてやつた場合と、そうでない場合と違ひのかといふこととございす。実は昨年の通産省の告示で行ないました試験も、私も当初、三、四千人程度が応募するのではなかつたと思つておりました。ところが、ふたをあげてみると、全国で四万二千名の応募者があり、試験を受けた方も三万三千人で、たいへんな数でございす。こういうように、非常に広く国民の関心と申すと大げさでございますが、少なくとも、情報処理に関係している方々の非常に大きな関心を呼んでゐるものでございすので、この際、法律をもつてそういうことをやるということを明らかに

にするほうが国民に対して親切ではないかという意味から、今回試験という項目を入れたわけでありまして、したがつて、去年行ないました試験につきましても、合格者につきましても通産大臣からの認定書といふものを渡してありますが、この法律によつて行ないます場合も、同様のことで処理をしたい。私どもとしては、あくまで、国会の御審議を得たこういう法体系のもとに、非常に国民の深い国民的なものであるといふことから、実は法体系の中に入ら込んで広く国民にも周知徹底をさせたいといふふうに考えた次第でございます。

○横山委員 現状においても通産省告示でできておるから、それを法律事項にする必要性というものは、必ずしも積極的必要性があるわけではない。いまのお話のように、認定試験で資格試験でないとするならば、積極的にこれをこの法律の中に入れなければならない必要性はないと私は考へる。むしろ第六条に関する試験は基本法に含まるべき問題ではないか。単に情報処理技術者だけではなくて、試験をするとなれば、いまのお話のように、管理者試験とか技術者試験とか、そういうものの問題が生じてくる可能性がある。しかも、それらをやつていくうちに、だんだん認定試験ではなくて資格試験の必要性が生じてくるおそれがある。その場合に、いままでやつた認定試験の者は、既得権益として認定した以上は認めるといふことになるのか。新しい国家試験であるから、そういう試験になつたのであるから、もうおまえたちは資格がないといふことになるのか。そういう問題が生ずるおそれがあると思ふのであります。だから、この技術者試験につきましても、今日どうしてもこの法律の中に入れなければならぬといふ積極性は乏しく、むしろ基本法の中に含まるべき問題ではなからうかといふふうに私は考へます。

第十条は、政府及び政府以外の者が出資する資本金のこととありますが、一体、「政府以外の者」といふのは、どういう者にどういふ方法で出資を

させるつもりでありますか。

○赤澤政府委員 最初の国家試験の点につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでありまして、積極的に申し上げますが、つまり法律に規定をしなければできないという性質のものではないという意味からいえば、確かに積極的な意味がないということができるかと思ひます。ただ、私が申し上げましたように、全国で四万人、これは五万人近い人間が出てまいりと思ひますが、そういったような非常に全国的な関心を持つておるものではないから、私どもとしては、やはりこういったことを法律で定めて行なうほうがいいのではないかと、こういう考え方をとったということが第一点であります。

それから、基本法でどうか、ほかのものも出るのではないかと、こういう御意見であります。もちろん、将来基本法というものをつくり出すときに、こういった技術者の場合は、認定、あるいは場合によっては資格試験というものの議論も出てまいるかと思ひます。しかしこの問題は、まだ基本法全体の構想が未熟であり、連絡調整も行なわれておらない段階でございますから、とりあえずは昨年行ないましたものをといたしまして、ここで法律に規定しておき、あともし基本法が出てまいりますれば、政務次官も御答弁したかと思ひますが、この法律自体は、いろいろなかかわりあいで基本法の一部になるわけでありまして、必要があればこの法律自体が調整されてくるわけですから。

それから第十条でございますが、第十条の資本金、政府以外の者が出資する額の合計額」とありますが、これは十六條に協会の設立の規定がございますが、この第二項に、この発起人は、「政府以外の者に対し協会に対する出資を募集しなければならぬ」というふうになっておるわけでありまして、いづれ法案成立の後におきまして発起人が定まり、発起人が政府以外の者、これは通常民間と考へていいかと思ひますが、民間の各方面に向かいまして出資の募集をして、出資の募集をい

たしましたものがこの出資として出てまいり、こういうことであらうと思ひます。

○横山委員 それでは、関連して十六條についてお伺いしますが、十六條では、「協会を設立するには、情報処理について専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする」とありますが、専門的な知識がなければこの発起人になることはできないのか。いささかてまゐり過ぎるのではないかと。この協会というものは、単にこの情報処理に関する専門的な知識を持つていないでも、広く産業なりあるいは社会生活について常識をお持ちになつて、その角度から発起人になることがどうして制限をされるのか。私が懸念いたしますのは、この出資につきましても、発起人につきましても、あなたのほうが業界なら業界のワキを持つて、そうして特定の人々にそれを制限していかうというきらいがあるのではないかと、こういうふうにかへる。この情報処理について専門的な知識を有していなければ発起人になれないという理屈は一体どこにあるか。それが、たとへば十五人のうち十人は専門的な知識を持つてゐる人であつても、あとの五人は社会常識豊かで、産業界の経験あるいは社会生活の経験を持つておれば、その常識こそ尊重するべき問題であつて、専門的な知識を有しなければ発起人になれないというのはいささかてまゐり過ぎるではないか、ワキを限定してゐるではないか、限定するのなら一体どこにあるか、何か一つのワキの中でのことを考へてゐるのではないかと、これが第一。

第二番目には、協会に対する出資を募集しなければならぬことになつてゐるのだが、その募集の方法はどういうふうにするのであるか、だれでも応募ができるのであるか。

○赤澤政府委員 この発起人の資格を制限しておるかどうかと、いささかてまゐり過ぎるが、私どもは、これを制限をするという意味で書いたつもりはございません。むしろ制限という意味ではなくて、これはやはりこういった協会をつくる場合、協会の本来やる仕事、その目的等に関して十分な

理解が必要であらう。そういう意味から、協会について、あるいは協会の目的である情報処理の振興という問題について全く無理解であつては困る、こういうことでここに「専門的な知識」というふうに書いたわけでありまして、まあ言つてみれば、一定レベル以上のこういった情報処理関係の問題についての知識があればいいというやないか、こういうことでありまして、特にこれを制限する意味で書いたというふうには私は考へておりません。ただ、「専門的」ということばがございまして、あれでございまして、通例こういうときは一般的な知識という書き方があるいはよかつたのかしませんが、やはりある一定レベル以上のこの問題についての知識、経験があるということは必要ではないかというふうには私は思つております。

それから「募集」でございますが、これは発起人が出てまいりますと、これが広く募集をするというところでございます。これは当協会の運営について熱意を持つておられて、ぜひこれに参加をしたいという者であれば、どなたでもけっこうであります。

○横山委員 きょうは少し次元が低い質問で恐縮なんです。しかし、あなたのおっしゃるのとは、一般的な理解を持つていらつしやればいとおっしゃるのだが、十六條は「専門的な知識を有する」となつてゐる。これは大きな違いです。では、私が一体いまこれについて専門的知識を持つておるかどうか。あなたどうお考えですか。私は一般的な知識をしか持つておらぬ。そうすると、おまへはだめだということになるのですか。専門的知識というのとは、少なくとも、この種の情報処理について技術的に高度な知識、こういうふうな理解されることは当然なことでありまして。そうすると、メーカーだ、既存の業者だ、そういうことに限定されるのは当然のことではありませんか。これだと、あなた方は、この法律を通してちょうだいと言つて、通しておいて、この十五人の発起人を念査して、専門的な知識を持つておらぬ人は

法律違反だとして全部バーにしますよ。「専門的な知識」と書いてあるのだけれども、一般的知識という理解でよろしゅうございまして、そんなとぼけたことを言つておらうては困りますよ。

○赤澤政府委員 私が申し上げたのは、「専門的な知識」ということばは、一般的に解していただいていいと言つたのではありません。「専門的」というのはやはり専門的でございます。ただ「専門的」と申しましても、いろいろ程度がございまして、「専門的な知識」、まあそういう範囲の中でも、言つてみれば、一定水準以上のといふくらいな感じで理解していただくのがいいのじやなからうか。これは言いわけがましく恐縮なものでございまして、けれども、法律用語として普通こういふ場合使つておるようでございますので、実はそこまで深く考へて、頭から制限する、そういう意図をもつて書いた条文でないことは、ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○横山委員 それなら、たとえば経団連の植村さんは、情報処理について専門的知識を持つておるかどうか。総評の議長は堀井さんは専門的な知識を持つておるかどうか。どう思ひますか。具体的にあなたの人たちになつてくれというわけではないのだけれども、ぼくが法案について、先ほど政務次官にだめ押しをしたのは、この情報処理について、それが産業界の役に立つただけでは困る、広く国民生活の上に十分な裨益をもたらすように願ひたい、こう言つて、政務次官もそうだと、こう言つたわけだけれども、この「専門的な知識」というものは、少なくとも技術的に高度な水準と考へるのあたりまではないか。総評の議長や同盟の議長が、それではわしらも一臂の力をかすと言つたら、発起人にはおまへはだめだ、専門的知識がないからと言つて断るつもりですかどうですか。どう考へても、このことばは法律用語としては適當ではありませんか。

○赤澤政府委員 「専門的」ということばの解釈問題であります。常識的に考へて、いわゆる何も知らぬ一般の人よりは、もちろん、ある種のこ

ういった情報処理技術について知っておるということが、私はやはり専門的だろうと思うのです。だから、この辺の「専門的な知識」ということばの内容の解釈、これは一定レベル以上の知識という問題で、いま堀井さんがこの情報処理についての程度知識があるかどうかは存じませんが、ただ情報処理について全く御存じないということではなからうし、ある程度それについての勉強もしておられるのではないかと思います、その辺はよくわかりませんけれども、そういう意味で、あまりこれは制限的に規制する意図で書いたものではないということ、ひとつ御了解いただきたいと思っています。

○横山委員 たまにこういう次元の低い話をいたしますと、政府の法律もずいぶん適当なものだ、議論が未成熟な点があるということをずいぶん感じます。

次に十七条。十七条は、「発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならぬ」と、こう書いてありますが、その出資の募集をするときに、定款及び事業計画書を一般の人にお見せをする。そして募集が終わつたときに通産大臣にそれを出す。そうすると通産大臣は、定款及び事業計画書について、これを直せ、あそこを直せ、こう言う、こういうしかけになっているわけですね。そうすると、出資に応募した人は、直される前のもので応募したということになるのです。これは逆じゃないですか。少なくとも、私も出資をする以上は、確定した定款及び事業計画書によって出資をするのがあたりまえじゃないですか。通産大臣の認可もないうちに、大体こういうことだから応募してくれと、こういうことになるのでしょうか。これは順序が逆じゃないでしょうか。

○赤澤政府委員 法律の書き方がそうなっておりますので、理論的にいえば、先生のおっしゃるように、一ぺん申請をいたしましてあとで直されるということがあるかもしれませんが、実際は私は

そういうものはないと思います。それは十八条にございいますように、この「申請の内容が次の各号の一に該当せず」と云々ということで、きわめて形式的な法令違反あるいは虚偽の記載等のことが十八条に書いてございいます。ということは、そういうことがなければ通産大臣は認可をしなればならないわけではございませんから、私も、実際の取り扱いとしては、こういった募集をいたします前に、発起人があらかじめ定款、事業計画書等をつくりまして、いわば通産省に内意を求めるといひますか、事前に御相談があると思います。

御相談をして、大体これでよろうということになったところで、これを一般の出資者に示して応募を求める、こういうことになるのが私は実際の手続だろうと思います。そういうものが出てまいるわけではございませんから、この申請書が出てきましたときには、すでに私も事前にその内容を審査をいたしておるわけではございますので、実際問題としては、先生のおっしゃるようなことは起こらない、こう思っております。

○横山委員 私の言うのは、通産大臣の認可を受けてから出資を募集してなぜ悪いのか、それがあたりまえなことではないか、こういうことを言うのです。こういう定款、こういう事業計画書で協会の設立したい、よろしいと通産大臣が認可をする。認可をして、それから、通産大臣の認可をいただきまして、どうぞ応募をお願いいたします、こういうのが筋じゃないか。何でそれを逆にする、こういう意味です。

○赤澤政府委員 これは民間の発起にかかわる法人でございますから、そういったものにつきましては、あらかじめその法人を運用するに足るだけの資本金と申しますか、そういうものがあることがやはり必要であると思ひます。かりにいまのようなお話でございまして、認可をいたしました後において応募者ゼロということでは、いろいろな事業計画を出してございまして、事実上お金がないから何もできない、こういう法人がでかあるわけではございません。でございますから、まず発起

人のお金を集めて、これだけお金があつた。またそのお金をもとにいたしましてこれを運用するわけではございませんから、法律手続としては、この法案にあるような形で認可をするのがよろしいのだと思ひます。

○横山委員 それは二段階でやればいいんですよ。

十九条、「設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を協会の理事長となるべき者に引き継がなければならない。」「なるべき者」というのは、一体どういうことなんですか。この理事長というものは、二十三条に「協会を代表し、その業務を総理する」と書いてあります。理事長になるには、ここに選出の基準が書いてありませんが、少なくとも協会が設立してから、役員会で議決をされて理事長になるということなんでありまして、役員会の議を経ずして、その発起人がかつてに「なるべき者」に引き継ぐ。「なるべき者」というのは、一体、それは神さまの御命令か、通産大臣の御命令か知らぬけれども、「なるべき者」とはどういうことなんですか。なる予定の者というならわかるけれども、「なるべき者」というのは、一体法律上どういう意味があるのか。

○赤澤政府委員 この第二十一条、「協会の定款には、次の事項を記載しなければならない」と書いてございまして、その第十号に「設立当初の役員」というのがございいます。そこで、実際の問題といたしましては、この設立の際、定款を付して申請があるわけではございません。この申請があれば、その定款を私どもが見れば、設立当初の役員がだれだれであるというのがわかるわけではございません。この役員の氏名がわかりますので、この役員の中では当然だれが理事長予定者であるということができます。おるわけではございませんので、そういうことから、これは経過的に、定款の作成、それから申請、認可、こういうことになつてまいりますので、いまの条文につきましては、認可があれば、その事務を協会の理事長となるべき

者——この段階ではまだ確定してないわけであります。確定しておりませんが、あらかじめなるべき者がこの定款の中できまつておるわけであります。条文の書き方としてはこういう書き方になると思ひます。

○横山委員 わからぬですね。設立の認可があつた。そしてそれから役員会が開かれる。役員会が開かれて設立当初の役員がきまる。そこで理事長がきまる。その前に「理事長となるべき者」というのはどういうことなんですか。神さまが事前に御指示をなさるように「なるべき者」になるのか。理事長に選出される者というならまだ話はわかるけれども、「なるべき者」というのがわからぬ。

○小宮山政府委員 これは、「なるべき者」というのは、法律のほうでは、第二十条の二項の登記をすることによって、「理事長になるべき者」ということを、登記する前提でこれを書いてあるんではないかと思ひます。

○横山委員 第二十条もおかしい、いま言おうと思ひつていたところで、協会の理事長となるべき者は、「なるべき者」ということが書いてあるその二十条もおかしい。理事長に予定される者というならまだわかるけれども、「なるべき者」という意味はおかしいではないか。理事長と予定されるべき者に引き継がなければならないというなら、まだ話はわかる。「なるべき」の「べき」というのは、おまえがやらなければならないということばの解釈ですよ。「なるべき」という法律用語というものが一体あり得るのかと聞いています。

○小宮山政府委員 「なるべき」というのは、これは役員を総会で選出して、また役員から理事長を選出するのでございまして、「理事長となるべき」ということは、先生のおっしゃるとおり、予定ということだと思ひます。

○横山委員 それは、あなたは常識的に豊かな人だから、あなたとはいふも話が合う。じゃあなぜ、理事長と予定されるべき者に引き継がなければならないと書かなかつたか、こういうことを聞いて

○赤澤政府委員 この協会の目的は、第七条に書いてございますように、「プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス等を営む者に対する助成」ということになっております。これがこの協会を運用してまいります基本的な考え方になるわけでございまして、それとあわせて二十八条の四号、五号を読んでまいりますと、この四号の面は、情報処理サービス業、ソフトウェア業、これを営む会社または個人というものを対象にしております。五号のほうは、これ「以外の者」と書いてありますが、これ以外の者でいまのプログラムに開発のある者といえ、いわゆるユーザー、電子計算機のユーザーでございます。それに四号のほうは、情報処理サービス業を営みまじたり、あるいはソフトウェア業を営む者というものでございまして、ここにございまして、プログラムの導入あるいはプログラムの開発、つまりプログラムを開発するには電子計算機の導入が必要でございます。それからサービス業をいたしまし、こういって、技術の改善または向上に必要な金が必要になるわけでございまして、五号のほうは、みずからユーザーとして自分が必要なプログラムの開発をしようということでございますから、その場合にはやはり電子計算機の必要があるわけでございまして、こういったユーザーの開発関係で申しますと、この場合には、たとえば開発銀行でありますとか、あるいは中小企業の場合には中小企業金融公庫でありますとか、そういうものから電子計算機の購入資金は融資を受けられる。ただプログラムについて、自分が独自のプログラムをやりたい。いま現在やっておられるけれどもそれ以上の何か特別のプログラムを立てたい、こういうときには、その金はなかなか一般の融資の対象になりません。そこで五号については、そういうものについてプログラムの開発に必要な資金を借りることができる、こういうことにおるわけでございまして、その点は、やはり四号と五号では保証をいたします対象がのずから違ふ、

それによってこういう規定の違いが出てきておる、こういうふうには御了解いただきたいと思っております。

○横山委員 了解しておるから聞いておるのですよ。そういう了解ではないかぬではないか。もともとやっていたいじゃないか。第七條でこういう目的にしておるというの、その第七條それ自身が、もう少しユーザーに対して恩恵を与えるべきものに改正をしてもいいではないか。第七條にきまつておると言つたて、いま審議しておるだけですから、まだきまつておらぬですよ、第七條は。だから二十八条の五号、つまりユーザーでも電子計算機の導入をする場合には債務の保証をしてやるのだ、こういうふうにしたらどうだ、こう言っている。それがなぜいかに聞かぬか聞いています。

ただ、私がよく聞きたい気持ちは、何も大企業はそんなことやってやらぬでもない。しかし中小企業には、中小企業は一生懸命になって、協同組合で電子計算機を買おうとか、あるいは、まあまあおれのところは少しえらいけれども買おうとかいう場合くらいなら、第五項に、ただし中小企業において電子計算機を買った場合には債務を保証する、そこまですると、通産省もよく考えておるな、いい法案だということになるのです。どうですか、百尺竿頭一步を進める気持ちはありませんか。

○赤澤政府委員 御指摘の点は十分わかりました。中小企業の場合におきます電子計算機による企業の合理化につきましては、別途中小企業対策といいたしまして、中小企業庁が現在でもいろいろな方策で進めておるところでございます。私もそういったしましては、その面の方策と合わせて、この協会自身が、プログラムの開発、プログラムの向上、利用の促進といったことをねらいにいたしておりますので、その面と向々相まって成果をあげるようにしていきたい。おのずから資金にも限度がございまして、そういった面もあわせて両方相まってやっていきたい、こういう考え方で、その点につきましては、別途の中小企業政策と合わせ

て一本というふうにひとつ御理解いただければ幸いです。

○横山委員 通産政務次官、私の言うことようわかりますね。いま私に指摘されて、あしまた、入れておけばよかったという顔をして見えるわけですね。ところが、いまこの法律の二十八条の五号では、それができぬですよ。「債務を保証」ですから、融資はできるけれども、債務の保証はこれではできぬです。だから、私もだいたい御意見を伺つておいて、多少修正したいなという気持ちがあるわけですが、このようなことについて、御相談に応じてもらえますか。

○小宮山政府委員 この法律については、先ほど局長が申したとおりでございます。中小企業については、中小企業個々にはなかなかそういう導入その他ができませんので、振興事業団その他でこういうシステムを考えていきたいと考えております。

○横山委員 振興事業団でこういうシステムを、つまり債務の保証をするシステムを考えた、与党の皆さん、よく聞いておつてちょうだいよ。いまたいへん有益な質疑応答でございますから……。

それから二十八条の八号か七号で、この協会は、技術者教育、資格試験を受けようとする人のための教育をやりますか、やりませんか。その中に含まれますか。

○赤澤政府委員 協会は、いま特別にそういう教育をする計画は持っておりません。現在、こういった教育研修等につきましては、別途情報処理の研修センターというものを設ける計画が民間にもございまして、こういうものについて私もできる限り助成をいたしまして、そちらの面からいまして、お示しのような目的を達成していきたい、こう考えております。

○横山委員 おとといでしたか、きのうでしたか、質疑応答で、文部省からの御説明で、いろいろ各方面でやつておる、各種学校もたくさんあるという話でございます。認定試験だから、どこで勉強しようといういいものですか、けれども、しかしこういう協会が、試験を受けようとする人たちのために教育をやるといことが、私は一番打つてつたところのようですが、えらいにべもない、そんなことは考えておりません、よそでやりますから――よそというの、純然たる民間ですか。なぜここではやっていけない。なぜ考えない。なぜやろうとしないのでしょうか。

○赤澤政府委員 この協会の目的をそこまで広げて、いろいろなことができるようにすることも、一つの案かと思ひます。私もとしては、この協会をつくりましますに、いま御指摘のような技術者の研修、こういったものも非常に必要であるというところで、この協会の設立とあわせて、いま申し上げましたような情報処理研修センター――もともと情報処理大学院という有名な名前が研修センターということになりましたが、いずれにしてもそういうものを別途設けるということ、私も非常に努力をいたしております。できるだけのそういうものを助成をする体制もつております。これは先般発起人会が終わりまして、いずれ近く公益法人としてスタートするということになりました。これについて私もできる限りの助成をしていきたい、こう考えております。

○横山委員 わかりました。ちよいといま二十八条で、半分しか私まだ質問してないのではありませんけれども、何か同僚委員がきょうやりたいというわけでありまして、私まだ半分でございますが、また後日に次の質問を譲りたいと思ひます。

○小宮山政府委員 先ほど先生が御質問になりました保証の件と融資の件でございますけれども、振興事業団のほうは融資でございます、あとは保証協会その他で考えるという意味で、その点明確にしておきまさんと、あとで問題が出ますので……。

○横山委員 やはり明確にされてかえって私も失

望したわけですから。少なくとも、もしそういう保証協会が保証するというようなことであるならば、私はむしろこの法律を修正してもらいたいという希望を申し上げておきます。

○八田委員長 川端文夫君。

○川端委員 これは一九七〇年代の幕あけといわれていて年々ありますが、特にこの七〇年代の特徴として、情報化時代に入つた、入るのだという世論が多いわけでありまして、その点に關して、きのうからの論議の中にもあるように、情報化時代に備えるためには、単に一部だけ取り出した法律でなく、情報化に備える基本的な法律が必要でないのかという点に對しては、必要を感じてゐる、こういうお答えもあつたから、これ以上追及しませんが、ともかくこういう新しい開発されていくであろう産業に對して、一部の者が考えたように考えられる法律のつくり方はいかかであるのか。言うならば、国民に大きくPRして世論を喚起して、多くの人々の協力を得られるような法律立案のしかたというものが必要でなかつたか、この点に對して政務次官にお尋ねしたいと思ふのです。

○小宮山政府委員 先生の御質問は、問題に、先に基本法をつくつてからこういうものをつくれという、こういうことだと思ひます。先生の言ひとすると、情報化といふものは、今後国民生活の上で大きな影響を与える、また、日本経済の発展にも大きな影響を与えることは事実でございますけれども、現時点において、先ほど横山先生にもお答えしたのでございますけれども、とりあえず日本がおくれているソフトウェアの部門の開発を速急に進めなければいけないということ、この協会の法案を提出しているわけでございます。今後とも、そういうことで日本の立ちおくれている部門の開発をこの法律によつて大いに振興して、アメリカその他の諸国と均衡のとれるような経済発展をしていきたいということでござい

○川端委員 われわれがいま目をみはつてゐるよ

うに、日本の科学技術の躍進といふか、発展ぶりといふものは、非常な目ざましいものがあるわけでありまして、この点に對して、ハードウェアにおいてはもうかなり欧州に先んずる開発が進んでおるといふ現実の中に、ソフトウェアの分野においてもそう長い将来でなく発展するのではないかと、このように考えますと、現時点の段階だけでも幾らか出ておられますけれども、大衆化される情報化時代に、特に、これを利用する中小企業の発言の場といふものが、先取りされる姿において封じられるのではないかと、このおそれがあると思ふのだが、いかがお考えか。次官からもう一ぺんお答え願ひたいと思ふのです。

○小宮山政府委員 ソフトウェアの問題については、前からよくいわれておりますけれども、日本が一番開発する部門として、また輸出できる部門としては、ハードウェアと違ひまして、ソフトウェアの部門が非常に立ちおくれしておる。こういう問題で、今後中小企業がそういうソフトウェアを使う部門などでも開発をしていかなければ、そういうものが利用できないであらうということも事実であらうと思ひます。で、通産省といつてもいい、まずソフトウェアをやる部門を振興していくといふために、将来、これが中小企業の経営、あるいは間接、流通部門への影響も考えますと、そういうことに積極的にソフトウェアが利用できるようなことも、将来については考えなければいけませんけれども、現時点においては、ソフトウェアをどうしても早く欧米レベルまで持つていきたいといふことで、この協会の設立する法案を出したわけでございます。

○川端委員 大体、小宮山政務次官のお気持ちはわかるような気がするけれども、もう一ぺん繰り返しますと、現時点には、拙速といふことが当たるか当たらないかは別として、日本のおくれを取り戻すために急がなければならぬという形において、現在の、先ほどから議論にある専門的な知識

の人々を発起人にしてとりあえず発足したい。しかしながら、この五年を出ずして日本にも普及して大衆化されるであらうと信ずるときに、この協会の内容に、利用者の中小企業の人々の意見が反映できる。現在はまだ無知で十分利用する用意がなされてない、専門的な知識はないけれども、五年後には必ずそういう人々が大量に出てくると予想できるのであるから、この点に對しては、十分改組なり発言の場を与えるといふことを考えているという意味に理解して答弁を承つていいのですか。

○小宮山政府委員 この協会ができましたときには、評議員会その他をつくりまして、中小企業問題についてもやはり考えていかなければいけないと考えますし、通産省といつてもいい、今後、中小企業のコンピュータの利用あるいはソフトウェアの利用といふ面についても、大いに考えていこうという考え方でございます。

○川端委員 まだぼんやりしないんだがね。利用させるというのを目的に先駆的なこの案を出されていることは、十分理解した上に立つてものを言っているわけですね。この点は了解しているのがあるが、現在なお普及されていない日本のおくれの中に、きょうは知らなくても、来年なり再来年になれば、十分専門的な知識を持つていろいろこれらの問題に對して意見が出せる人々がふえると思ふのだが、いま出されている法律の中の協会のメンバーだけで将来とも統括していくのかどうか。こういう人々の意見が反映できるように姿に改組する必要があるのであるように思ふ法律のように思ふかどうかというところをお尋ねしているわけなんです。

○赤澤政府委員 御指摘の点は十分理解できることとございまして、今後数年たてば、中小企業の面におきましても、こういったソフトウェアの必要性がだんだん高まつてまいらると思ひます。そういう意味から、協会といたしまして、やはりそういう面に着目して当然運営され、また仕事の重点もそちらにだんだんと移つていくということにならうかと思ひます。そういった面からいたしま

して、私どももいたしましては、役員は、ここにございませうにきめられておりますが、この役員の選任等につきましても、あるいはいま政務次官からもお答えがありましたように、定款の中に業務及びその執行に關する事項が書き込まれることになりまして、とりあえずこの定款に基づきまして評議員会というふうなものを設けて、この協会の行ないます委託開発をするプログラム、あるいは債務の保証等に關しましては、いま御指摘のような点を十分配慮してこの協会の運営できるようにな仕組みをまずつくつておきたい、こう考えておるわけでございます。なお、事態の進展に應じては、十分そういった点も考えまして、この協会が中小企業者等にとりまして有効な活動ができるように十分配慮してまいりたいと考えております。

○川端委員 いまのお答えで、十分でありませんが、現在はおくれているが大衆化されてないが、やがて大衆化されたときに、現在きめた組織といふものがそのままでは困る時期が出てくることをあらかじめ考へておいていただいて、それに対処するといふ御理解を賜つたものとして、次のことをひとつお尋ねしてみたいと思ふのです。

いろいろ逐条に審議しておりますと時間もかかりますので、私の感じてゐる要点だけをお尋ねしてみたいと思ふのですが、特にこの法律の中の二十八条の三項の中の「前二号に掲げる業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。」、こういう、対価といふことが入つてゐるわけですね。したがつて対価という定義は、私はここで明らかにしようとは思ひませんが、言つておけば、ソフトウェアを商品といふか、新しく価値づけるといふことに道をあけていくといふことにはなるのではないかと。そうであるとするならば、この対価のきめ方、求め方がどのような根拠においてなされようとしたか、なされんとしてゐるか、お尋ねしてみたいと思ふのです。

しい問題でございますが、現在のところソフトウェアの価格というものは、わが国ではほとんどが注文生産、こういうことになっております。したがって、一件、一件注文によって価格が変わるわけでございますが、大体コストの面で申しますと、いわゆる頭脳の産物でございますから、大部分が人件費と申しますか、これに従事しております技術者の費用というものが中心になってきておるようであります。ただ、将来見込み生産と申しますか、いわゆるプログラムパッケージといわれておりますが、そういったものもアメリカではぼつぼつ出ておまして、こういったものがだんだん流通をされてくる、こうなつてまいりますと、価格算定方式等につきましても、ただいま申し上げたようなコスト計算が、大体価格という点ではなくて、その市場性と申しますか、あるいは付加価値性、こういったものがやはり評価をされてくるということになってくるんだらうと考えております。ただ、そういったようなことにつきましては、これからの問題でございますので、私どもといたしましては、この協会自身が、やはり関連する調査事業の一環といたしまして、こういったものの評価を今後どういうふうに考えていけばいいか、アメリカその他先進国の例等も十分参考をいたしまして今後勉強してまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○川端委員 現在の実情は私も幾らかわからぬわけではなし、コンサルタント的な仕事をプラスすることによって個別的な契約をしている、こういう形が現在行なわれているのではないかと。しかし、政府機関に準ずる協会が、対価を求めてというこの立場でものをきめる場合において、まあ最低賃金というか、標準価格というか、いろんな意味において大きな影響を与えるものに対して、これから勉強してという意味だけでは納得しにくいように思うのです。

そこで、たとえば、これに対してはこういう機関でこういう方法でできているか——新しくものの価値をきめようというこの姿の中に、これから資料を集めて勉強するというのなら、その資料を用意してもらつてから見直したいということばをわれわれ出さざるを得ないのだが、もう少し納得できるような、商品に対する価値づけに対して新しい道をあけるこれからの運営の中に、何か新しいわれわれに納得できるような方法があるならば、納得させ得る方法を教えてもらいたいと思うのです。

○赤澤政府委員 ソフトウェアの価格でございますが、この協会は、かりにこういったものについて普及をはかり、対価を払って人に貸し与えるというような場合に、どういうきめ方があるかというところでございます。現状では、いま申し上げましたように、特定のものの委託生産によるものが大部分でございますから、したがってソフトウェアの価格というものは、そういった委託で行ないました場合のコスト、これが中心になるわけでありまして、でありますから、一応の特定のもののについてはいまのコスト計算というものが対価の基準になる、これはそのとおりだと思います。ただ将来、先ほど申し上げましたように、見込み生産と考えていようなプログラムパッケージ、だれが使うかわからぬが、とにかく一般的に使われようということとでプログラムの作成をしていくということになりまして、この面については、いま申し上げましたようなコスト計算だけではなくて、市場性であるとかその他の要因が附加されることになって対価がきまるだらう。そういうものがかりに出てまいりますと、その場合に、どういふ計算方法で売り値といふか、対価をきめたいか、これは今後の問題であるということとを申し上げたわけでありまして、さしあたりのところは、この一号、二号にかかわるものについて、は、ほぼコストを中心に対価をきめていくというのが、現状では一番適正なやり方と申しますか、そういう考え方でいくのが適当であらう、こう考えておるわけでございます。

○川端委員 原価主義というか、コスト主義で対価をきめていく行き方も、当面としてはやむを得ないわけではなし、しかし、政府が半額出資して、いわゆる金融の措置までして協会をつくって先駆的な産業を普及していききたいというこの意欲の中に、一つの前提ができて、だれでも楽な道を選びたい。協会自身も、現在はコスト高になる一面はやむを得ない面があるにしても、コスト高に甘えて安逸に流れるおそれがどうしても出てくるのではないかと。したがって、対価をきめるといふことは、これは商品価値をきめる基準になつていくわけだから、いまから用意して、国際的な価格なり、いろいろな日本の実情、賃金指数なりを加えて、対価といふものに用意をする準備なくして、対価といふことをやたらに使われても、安逸に現在の価格をそのまま前例として、大衆が利用しかねるような、中小企業が利用しかねるような高価なものが残つていくおそれがある。現在は、どうしてもコスト高になることはやむを得ない一面ではないかと思うんだが、この点に対しての配慮が必要ではないかと思うんだが、何かそれらに対する対処があるかどうか、お答え願いたいと思う。

○小宮山政府委員 先生のおっしゃる点については、原価主義という原則はございませうけれども、この協会が公益法人ではございませうので、今後とも中小企業が特にこういう面で利用できるということならば、その点については考えなければいけません。ただし、ソフトウェアにもいろいろ種類があるかと思ひます。パッケージにしたもの、あるいは特別なものというふうなことで、これは価格のきめ方については非常にむずかしい面がございします。この点については、アメリカでどのような形で行なわれているか。欧米でどういう形で利用されているかという点についても大いに研究いたしまして、いま先生のおっしゃった趣旨に沿うて今後ともやりたいと思つております。

○川端委員 協会をつくつて、信用基金をつくつて保証して研修会をやっている程度なら、私はあまり神経を使わぬでも、先駆的な開発事業としてはいふと思うのですが、受託をさせて対価を払う、こういう道がこの法律の中にある以上は、価格の問題の形成に対しては十分考慮するということをひとつ研究を深めて、われわれにも納得できる線を出していただきたい、このことを申し上げて、この点はこの辺でひとつ打ち切っておきます。

もう一つの問題。私は、やはり情報処理の標準化という問題に対して、まあこれは新しい道でありますから、なかなか容易ではないと思ひますが、きのうからの質疑の中に、科学技術庁がもう二十余りの標準化に対して踏み切つて準備されているようですが、このきめ方の中に大きな落とし穴をつくるようなことがありはしないかという心配があるわけではなし。言うならば、よくいわれている人間疎外。科学技術の発展の中に人間疎外という意味がいろいろ今日心配されている。こういう大きなシステムである情報化時代に、一つの標準化をつくる中で、一つの鋳型に日本の産業なり国民の気持ちを押し込んでいくようなおそれはないのか。これをもしつくつたとしても、チェックする道があるのかどうかという心配があるのです。この点に対してお答えを願いたいと思ひます。

○赤澤政府委員 いまの御質問の点、ちよつとお答えが違ふかと思ひますが、標準化と申しますと、私どものほうでは、いわゆる日本工業標準調査会におきまして、情報処理部会がこの情報処理関係のいろいろな技術面の規格を制定をいたしております。これはほかのJISと同じでございます。現在まで約二十余りのいわゆる規格情報処理技術に関するいろいろな規格ができておるわけでございまして、このこと自身は別に、情報処理全般に関しまして、いま先生のおっしゃつたような、いわゆる何か規格化をして統制をするというような意図のもとではありませう、あくまで情報処理技術の振興のために、各種の用語でございしますとかその他の面、あるいは符号でありますとか、そういったことについての規格をつくりまして、こういった面の技術が今後一そう振興するよ

○川端委員 いま意図しているということは、私
は一言も言わないし、考えていないんです。しかし
ながら、従来のJISなりの標準というものは形
があるでしょう。機械なり物に対しての標準があ
るのに対して、このソフトウェアの標準化とい
う中では、ややともすれば一つの型をつくるおそれ
がある、こういう問題に対しては、広くやはり
学識を求めてチェックする機関が必要なきがする
のです、そういうことは全然心配ありませんか。

○赤澤政府委員 ただいま電子計算機と情報処理
に関するJISの現状について簡単に申し上げま
すが、昭和三十六年以来このJISが研究をされ
てまいりまして、そして現在では二十余りのJIS
が制定をされております。これは、計算機の面
といわゆる情報処理に関する面と両方ございま
すが、一例をあげて申しますと、たとえば電子計算
機プログラム用語、あるいは情報処理の流れ図の記
号、こういったようなもの、それから各種の表示
に関するコード、こういったもののJISが中心
でございます。こういったJISをきめます場合
には、もちろんこれに関する学識、あるいは一般
の産業界からも当然学識経験者の方に集まってい
ただきまして、日本工業標準調査会におきまし
て、十分な審査を受け審議を経た後に制定をされ
ておるといふことでございまして、その点は、
先生の御心配の点はなからうかと思っております。

○川端委員 私もしろりとだから、あまりこの問
題にわかつたような顔をして質問しても——もう
少し勉強させてもらって、それで納得できないと
きはまたお尋ねすることにしたいと存じま
すが、もう一つ、先ほど戻って、対価ということ
になれば、借入れ金に対する減価償却の意味の
利用年度というものをどれくらいに押えてものを
見られておるか。言うなら、機械等に対しては
減価償却というものは標準的に出し得るのだが、
こういう情報に対して、古くなったというか、こ
の償却的な現時点における利用年度というもの
を、どれくらいに押えて金融等にあらたてて見方を

立てるのかというところをお聞かせ願いたい。

○赤澤政府委員 御承知のように、ソフトウェア
のよう、いわばノーハウと申しますか、知的産
物と申しますか、こういうものを、まだ企業会
計上資産として計上するということにはなってお
りません。したがって、減価償却ということ
もないわけではございますが、こういったものを一
体どういうふうには——では、金融機関が金を貸し
ます場合、どのくらいな期間でこれが陳腐化をし
ていくかというふうなことにつきましては、やは
り、ものにより内容によりいろいろ違ってくる
と思います。比較的長く使い得るような、こうい
ったノーハウ的なものと、それから、ある程度時間
がたちますと新しい技術進歩に基づいて陳腐化す
るものと、それぞれ違ってくると思いますが、昨
今のような非常な技術進歩の早い時代でございま
すので、私どもとしましては、おそらく、いろん
な例によりそれぞれ違ってくると思いますが、さして長
期なものではあるまい、こう考えております。

○川端委員 昨日の質問の中で、大体五年ぐら
いと言われたように耳に残っているような気がす
るのだが、速記を見ておりませんが、大体陳腐化
するといふか、ある程度入れかえ、切り捨てとい
かなければならぬ条件というものは五年ぐらいつ
踏んでおいてなにかどうか、もう一ぺん確認して
おきたい。

○赤澤政府委員 昨日、五年ぐらいつと答えたい
しましたのは、第三条の計画をつくる場合、計画
期間をどのくらいに考えているかという御質問
に對しまして、私は、一、二年のところでは、
ちよつといわゆるガイドラインにもなりません
し、いつてあまり目標期間を長くとりません
技術進歩の早い時代でありまして、まあ五年ぐらいつ
というところでございまして、まあ五年ぐらいつを第
三条の計画を立てますガイドラインの一応の期間
というくらいにしたらどうか、こういうふうな御
説明を申し上げたわけではございます。したがいま
した、いまの技術の陳腐化と申しますか、こう
いったこともややかわり合ひはございますが、

五年というところを申し上げたのは、実はそういう
ことで御答弁を申し上げたわけではございます。技
術の進歩も早いわけではございますが、先ほども御
説明いたしましたように、こういった知的産物
も、内容により、その利用の態様によりましてい
ろいろと違いがあると思ひますので、一がい何
年というふうには申し上げることはできないの
じやないかと考えております。

○川端委員 その点も、ではこうしたらいかか
という、提案するだけの用意が私にありませんか
ら、一応疑問は疑問として残しながら、承ったこ
とを参考にして判断の材料にしたいと思ひます。
そこで、協会設立に当たって、この法律に伴う
協会ができる場合、当然出資者というものを募集
されるわけですが、法律ができるまで全然何も連
絡なしに、法律ができるからだという話は、それは
聞かれません伝兵衛さんではないけれども、少し
おかしな感じがする。そこでこの点に對しては
どれくらい——たとえば審議会の答申前に、審
議会の話し合いの中における見通しとして、どの
程度のところが現在参加するであろうと予測を立
てておいてあるか、承っておきたいと思ひま
す。

○赤澤政府委員 この法案を提出するに際しまし
て、やはり発起人並びに発起人が募集いたします
ところの出資が前提でございます。そういうこと
から、私も、経団連及び当該関係の業界が二、
三ございまして、そういったところに出向きまし
て、この法案の内容等についてもあらかじめ御説
明もし、御協力も得るようになしたものであります。
そういったようなおりにございまして、いろいろな感
触からいたしまして——私も、この協会に對しま
して少なくとも二億円の出資を一般から出して
いただき、こう考えておりますので、その点に
つきましては私も話をいたしましたわけではござい
ますが、これに對しましては、関係業界等を中心
にいたしまして、二億円の出資には十分応じてい
ただける。また来年以降についても、これは当然
増資ということも考えられますので、その点も含

めまして、私どもとしては、関係財界等におきま
して十分たえていただけの用意があるものと確
信をいたしております。

○川端委員 現在の法律提案の内容からいへば、
出資金は二億円を民間で集めて、政府が二億円を
出す、まあ二分の一ずつというふうになつておる
のだが、一つは、こういうまだ試行錯誤的な知的
事業に對しては、私は、どうも政府自体がやるべき
仕事でないという気もして、協会をつくつてやる
というところにまだ十分理解ができないような気が
するのです。ただ金だけの問題で考えたのか。い
ろいろな運営の問題に何か配慮があつたのか。政
府が直接、たとえば輸出保険をやっているよう
に、政府がやる場合と協会がやる場合との利害得
失というものを何か考えられたことはあるのか、
ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○赤澤政府委員 これは先生も御承知かと思ひま
すが、昨年の予算要求時点におきまして、私ども
としては、特殊法人である事業団の設立というこ
とを当初念頭に置いて考えておつたのでございま
す。つまり政府の別働隊としての事業団という考
え方でおつたわけではございますが、その後、予算折
衝等いろいろな時点を通じまして、現在のような
事業協会という構想に最終的に練り上げられたも
のでございます。これはそれぞれ一利一害ござい
ますので、考え方がそれぞれの人によつて違ふか
と思ひますが、昨日も御説明申し上げましたよ
うに、この協会自身は、現在の日本におけるソフ
トウェアの開発、プログラムの開発振興というも
のが、主として民間のこういった機関によつて行
なれておる。つまり政府機関というものがそれを
やっておるわけではない、こういったことであり
まして、かつアメリカと違ふ事情にある点は、昨
日も答弁を申し上げましたように、アメリカの場
合には、大きなアポロでありますとかその他のナ
ショナルプロジェクトがございまして、そういった
政府発注のものにこういったソフトウェアの開
発が行なわれておる。現在の日本ではそういった形
でのソフトウェア振興というものが行なわれてお

りません。こういったことから私どもとしては、民間におけるソフトウェア開発力と申しますか技術力と申しますか、こういった点を極力助成をしていこう、こういったのがこの法案の最大のねらいでもございます。こういった意味から、民間の企業力、技術力の開発助成ということでありますので、民間にベースを置いた一つの機関をつくり、それを政府が助成するが監督もするという立場にいくのも、一つの考え方として十分意味のあることではないだろうか、こういったような考え方のもとに、今回事業協会という民間発起設立による協会をつくるということにしたいわけでございます。この辺それぞれ利害得失があらうかと思いますが、いろいろと議論の末、そういったようなことがよからうという結論に達したということ、御説明申し上げた次第でございます。

○川端委員 日本産業人のエネルギーというか、このものが信頼されているということは、私はそれでけっこうだと思ふのだが、しかしながら、どうも現時点においては、たとえば政府の意図を介した、まあ言い過ぎなことではあるかもしれないけれども、政商的な連中が一部集まって協会設立の準備をするに至るのではないかと、そういうおそれがあるわけです。この点に対して、そういう心配ない、自分もうからぬのだからかえって迷惑をされているという一面もあるかもしれないけれども、その実態をひとつお聞かせ願いたいと思ひます。協会ができたあとにおけるこれらの経費捻出等に対する問題もあって、政府が全部しよわぬで、かえってみんな犠牲的にやつてくれるんだという証拠でもあるのか、意見でもあるのか、その点をお聞かせ願いたいと思ひます。

○赤澤政府委員 この協会は、先ほども御説明申し上げたように、民間からの出資を予定をいたしておるわけでございますが、この場合の出資者は、株式会社におきます株主とは異なりまして、協会の管理、運営に關しましては何ら権限を有しておるわけではございません。したがって、この協会の今後運用いたします場合、出資者であ

るからといって、特段にこの協会の管理、運営について発言権を持っており、その発言によって自己の利益に資するということとは、私どもはないと考えておるわけであります。もちろん、こういった協会をつくりまして、通産大臣もこの監督に任ずるわけでございますので、私どももいたしましては、先刻来御質問に対して応答申し上げておりますように、この協会がいろいろな面で今後の日本の情報処理に役立ち、特にまた、今後大いに進展が予想されます中小企業の面等についても、十分な配慮のもとに運営されることを私どもも強く希望し、またそういうふうにするだけの努力をしてまいり、こういう所存でございます。

○川端委員 そうすると、こういうふうな理解できるわけですね。民間の二億円に対しては、たいして発言権がない、政府が全面的にこれに対して指揮権を持つわけだから、したがって率仕的なそういう善意の人々の出資を求めているのだというふうな理解のしかたをしておくべきですか。その点はいかがですか。

○小宮山政府委員 そう解釈してよろしいと思ひます。

○川端委員 しかし、どうもそういう善意な人ばかりがいるように思ひません。私らはものを疑いの目で見る性格かどうかはしれませんが、そういうふうに見える。特に協会の定款等を見まして、何もこれに対して意見を差しはさむ余地がないということ、これらを見て、政府にお手伝いすることに、よって何か政府から求めようとする、こういう意図のある者ができるおそれに対してチェックする機関はお持ちかどうか、この点をお聞かせ願ひたい。

○赤澤政府委員 出資につきましては、いま申し上げたように、私は大体先生のお考えのようなことで理解をしていいのじゃないかと思つております。

今後の運営等につきましては、御承知のように、この法律で、毎年その予算、事業計画等は通産大臣が認可することになっております。こう

いったことから、私どもとしては、何か特定の意図のもとにこの協会が特定者の利益になるといふような運営をされることにつきましては、十分な監督をいたすことができると考えておりまして、また協会の運営につきましては、必要があれば通産大臣は所要の措置をとることができることになっております。こういった面から、お話のような点、万々ないと思ひますが、私どもとしては、あらゆる法律上の権限を持っておりますので、十分その点を考えまして、この協会が公正な運営ができるようにつとめてまいりる所存でございます。

○川端委員 なかなか局長、善意な御答弁いただいておりますのでして、社会を全部善意に見ればそれなりでいいのかもしれない。しかしながら、私どもの年輩の者の経験からいくと、戦時中に物価統制令というものがあつて、その物価統制令に審議委員というものがあつて、これらの審議委員は、やはり民間から人を得た場合に、あらゆる方法をもつて、その物価統制をきめる過程において、どこへ流したか知らぬが、かなり流して委員の立場を悪用したという例を聞いて覚えてゐるわけです。善意もけっこうであるけれども、やはり金を出してそういう立場に立つ人々が、なるほど自分がこの関係事業に關連のあるような職につけないという制約はあるけれども、何らかの形でつながりを持っていると、それこそ情報を流したからといって、なかなかむずかしい面が後ほど出てくるのじゃないか、こう思つて心配してゐるわけです。したがつてこの問題は、新しい産業だけに、よくいわれる利権なりいろいろな利益を一部の者に先取りされるようなことのないように、ひとつ厳重に監督なり監査をしてスタートを切る準備をしていただきたいと思つております。

なお、いろいろ聞きたいこともありすが、先ほどからいろいろ議論が行なわれている中に、もう一つはオンラインの問題に対して聞きたいわけです。

これは、いろいろリハール等についての説明

を聞くと、必ずしも独占しない、開放する、緩和していく用意がなされているというわけでありすが、もしこれらのソフトウェアがかなり発展した場合において、現在準備されている案の中に、電電公社が、国の発展、情報化時代にどのような協力ができるのか、それらの用意をお聞かせ願ひたいと思つております。

○柏木政府委員 御承知のように、現在オンラインの業務は、緑の窓口、国鉄でやっておりますものとか、銀行のオンラインサービスとか、かなり国民に親しみのあるものがふえてきてゐるわけでありすが、なお、電信電話公社のほうでも、最近、地方銀行のオンライン・システムというような業務を提供することも始めておりますし、国鉄のように自分の線でも業務するものもあれば、あるいは電電公社の線を借りてやる、あるいは電電公社にサービスといたしまして全部オンライン・システムを提供してもらつて、いろいろなやり方があるわけでございます。ともかくそういう形で、電電公社が全部やつてやるということでありまして、電電公社のラインを使つてオンラインの業務がもっとしやすくしたいということが、最近いろいろ問題になっております。特に、いろいろの違う企業間におきまして、共同で公社の線を借りたい。あるいは情報処理サービス業あるいはデータバンクというふうなところで、ひとつ営業用に電電公社の線を借りたいという道が、いまの公衆電気通信法ではたいへん狭くなつておりますので、これを広げまして、今後の流動的な企業との結合関係というものからする情報の共同利用というものも促進されるようにしたいというのが主でございます。このための公衆法改正の提案を実は準備をいたしたわけでございますが、時間切れになりました関係で、今後ともこの線をなるべく早く国会で御審議いただけるように、努力を重ねていきたいと思つてゐる次第であります。

○川端委員 電電公社なり郵政省は、そのほうの専門家をもつて自負されてゐるであらうから、私は、今日まで電電公社が準備されてゐるデータ通

信の問題等に対しては敬意を表したいのですが、しかし、どうしても今日、民間の電話の普及に對してもまだ十分でない面がたくさん残っており、おそれです。そういう中はこの事業に協力できるという体制があるのかどうか。うたい文句としては、利用させる、現在の独占的な傾向を緩和するということは、いろいろ説明を聞いておるわけですが、それ、どうしても自分のところを優先的にすることは、人間の本来の性格上やむを得ない一面があるのです。電電公社という性格を犠牲にしてまで民間に開放するとか民間に協力することはできないはずだと思ふのだが、それらに對して何か新しい計画を持って、オンラインに對して民間に使わせる、民間と協力できるという準備をなさっている一面があるか、教えておいていただきたい。

○柏木政府委員 電信電話公社のほうで自分の業務としてオンライン・データ・サービスを提供する、この面につきましては、やはり世界の技術的な競争というような問題もございまして、電信電話公社の現在の技術力を十分この方面に活用して日本の情報産業全体の水準を上げるのが急務であるという認識は持つておるわけでございまして、したがって、本年度の關係予算といたしましては、昨年の約倍の四百億近いものをこの方面に用意するように、目下予算の御審議をお願いしているわけでございまして、そのほか電信電話公社では、こういうような業務を提供することが、既設の電話のサービス、電信サービスというものに悪影響がないように、また電信電話の料金負担ということも、十分配慮していかなければならぬと思ひますので、電信電話公社の行ないますこういうサービスにつきましては、独立採算的な考え方で料金をきめていくというようにをやっているわけでございまして。

○川端委員 きつともう二年もたてば、オンライン利用に對して、電電公社への大ぜいの申し込みなり、問題点が出てくるのではないかと。こういう場合

合に、いろいろな疑惑を持たれないように、公明正大に、しかも情報化時代に備えての発展ということも理解して、いまから十分対処をしておいていただくことをお願いしておきたいと思ひます。

次に、情報処理技術者試験のことをひとつ承りたいのです。この点については、きのうからもまた先ほどからも質問がありましたから、多くを申しませんが、試験制度そのものは、質的向上をねらうという意味において、私はけっこうではないかと思ふのですが、単に、おまえら勉強しているなら試験してやるぞ、こういうやり方ではないのかどうか。せっかく各界にそれぞれベテランなりいらっしゃるようですが、学校等においては、きのうの文部省の答弁からいうと、まだこれからという課題のようにも思ふから、現場において直接経験しておる連中の中にあるいは講習会等を加えつつ試験をしていくという、両面立てが必要であるように思ふのだが、そういうことを何か計画されたことはありますか。

○赤澤政府委員 現在こういう情報処理に關係しておられます技術者につきましては、いろいろなことで制度が設けられております。一つには、いま各種学校と申しますいろいろな学校がございまして、その学校を中心に、現実にこういったものに從事しておる人たちのための講習会あるいは研修コース、こういったものが相当数設けられております。そのほか、私もいろいろいたしまして、大学に高級な技術者を養成をするために、大学を出て数年間こういったことに従事しておる人々を対象といたしまして、先ほどもちょっと御答弁の中で触れましたが、情報技術者の研修センターを設けるということで、昨年来計画をいたしておりまして、先般この発起人総会も終わりました、いまその設立を準備中でございまして、こういふような各般のものが現在民間にございまして、こういったものも十分踏まえながら、いま御指摘のような情報処理技術者の試験を取り運んでいきたい。その試験問題等につきましても、そ

ういった民間の研修機関、あるいは勉強機関、こういったものの実態を十分踏まえながら試験を実施してまいりたい、こう考えておるわけでござい

○川端委員 私らも勉強不足な面もあつて、新しい問題として、問題の処理、まとめ方にはまだ十分でない未熟な面もあるけれども、ただ繰り返して申し上げますと、長い間日本の政界を見ていると、何か先走って先取りしたものが優位な立場に立って、だんだんと格差を広げていくおそれが出ておることを、われわれは知つておるわけですね。こういう新しい産業に、政府が積極的な前向きな姿勢を持つべきであるということに對しては、われわれは協力するにやぶさかではないが、先取りさせる、一部の者を利用させるという、この優位性というものに對しては、十分なるチェックをするなり民主化する考え方を織り込まなければいけないのではないかと、こういう点を強く感じ、この問題をもう少し勉強させていただきたいと思ひますが、時間の關係もありま

○八田委員 近江已記夫君。

○近江委員 それでは、大臣が来られるまで質問を行ないたいと思ひます。大臣が来られましたら、また後日にと譲りたいと思ひます。

まず第一点にお聞きしたいのは、要するに情報というマクロ的な見地とこの法案との關係なんです。御承知のように、宇宙あるいは海洋、そうした開拓と同様、この情報という問題は、非常に大きなこうした分野をいろいろ含んでおるわけでありますが、要するに産業政策の上からどうしていかのか、理念的な問題があまり出ていないのじゃないかと思ふのです。この点についてまずお聞きしたいと思つております。

○赤澤政府委員 情報処理という概念は、非常に広い意味と、またある程度狭く解せられている面と、いろいろあるかと思ひます。情報化という考え方にいろいろあるものの考え方がございまして、一がいに言えないと思ひます。ただ、私ども

も、情報化政策一般と申しますか、そういう意味で広くとらえますと、大きく分けて六つぐらいの政策のカテゴリーがあると思ひます。

第一は情報処理に關する教育訓練の問題。第二は情報処理技術の開発の問題。第三には各種標準化の問題。第四に遠隔情報処理、データ通信等も含みまして遠隔情報処理、こういったものの制度あるいは基盤の整備、こういった問題。第五に、狭い意味での情報産業、情報サービス業でありまして、かようなもの、狭い意味での情報産業の育成の問題。さらに、官庁におきます情報化、情報処理の拡充と申しますか、そういった問題。こういった各般の政策を情報化政策というものは含んでおるのかと思ひます。これらすべて、いわゆる産業政策の分野のみではございまして、教育、社会全般にわたる広いことに関係のある問題だと思つております。今般提案をいたしております法案からいたしますと、この第二条に情報処理の定義を書いておられますように、「電子計算機を使用して、情報につき計算、検索その他これに類する処理を行なう」、こういうことを一応情報処理として定義をいたしております。こういった定義をもとにいたしまして、私どもとしては、情報処理關係において特にいま緊急を要すると思はれるプログラムの開発、あるいはその流通の円滑化、さらには情報処理サービス業あるいはソフトウェアの専業者、こういったものを早急に育成強化をしていきたい、こういうことでこの法案を提出しておるわけでございまして。

○近江委員 理念的な面が欠けられておる。たとえば「目的」のところにも、最後の二行目に、「情報化社会の要請にこたへ、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」。こういうように目的はあつたのほうに持つてきておるわけですね。「電子計算機の利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて」、こういう具体的なものが先に出てきて、目的があとになってきておるというこ

とは、考え方が逆じゃないかと私は思うのです。その辺の理念的な問題をはっきりと踏まえた上でなければまずいと思うのです。ですから、この辺に通産省として場当たり的に、何とかこれはおくれしているから早くしなければならぬ、そういう感じがするわけです。この辺について御見解はどうですか。

○赤澤政府委員 情報化政策、つまりこれから先考えられる情報化社会というものに対応します情報化政策全般ということになってまいりますと、先ほど御説明いたしましたように、これは経済面のみならず、さらに狭くは産業面のみならず、経済、社会、教育、いろんなものに影響のある問題、非常に広範な問題であるかと思ひます。ただ、情報化と申しまして、こういった各般の施策につきましても、近年急速にこういった問題が出てきましたこともあり、いろんな面でまだ議論が煮詰まっていなかつたか、あるいは実態が十分整備されていなくとも申ししますが、言ひ方はたいへんどろろかと思ひますが、星雲状態のような面が非常に各方面にござひます。したがつて、ものの考え方等も、それぞれの局面、局面に応じ、いろいろなものの考え方、意見等がいわば山のようにあるわけでございます。こういったようなものの考え方なり理念なりというものを十分に整備をいたしまして、そして将来の情報化社会に備えて情報化政策を全体としてカバーをしていくというふうな法律がやがては必要だと私も思ひますし、そういったことについて今後引き続き関係方面多数の御意見も承りながらまとめ上げていきたい、こう考へておるわけでございますが、何ぶんいま申し上げたような状態でもござひますので、これにはやはり相当な日時を要するのではないかと、こう思ひます。

持ったいわば法体系というものができるとはまた相当な時間がかかる。私ども努力はいたしますが、相当時間がかかります。それまで待つておつたのでは、先般来る御説明申し上げているようなソフトウェア・サービスの問題、プログラム開発の問題等には追いつけない。当面この点が一番問題だということ、とりあえず実施法と申しますか、基本法に對しますればその実施法というものでございましょうが、こういったものをまずつくつていただいてその面にまず対処する。そして將來、いま申し上げたような全体を踏まえた基本的なもの、考え方等を整理をされ、一定の理念のもとに組み立てられたりつばな体系ができれば、その際において、もちろんこの実施法自身も必要に応じて十分調整をしていったらどうか、こういう考え方のもとにとりあえず、きわめて技術的ではござひますが、当面の急務にこたへる法案を提出をした、こういうことで御了解をいただきたいと思ひます。

○近江委員 いままで、そうした知識産業といひますか、そうした問題については融資の対象としても考へられておらなかつた、そういう点で措置を考へるということとは非常にいいことだと思ひます。御承知のようにアメリカのほうなんかは、ハードウェアからソフトウェア、非常にソフトウェアはその比重も大きくなつてきております。こうした原因というものは、結局アポロの問題とか、非常に具体的なそうした軍事面に結びついた面もありまして、非常にソフトウェアの面も開発されてきております。日本は確かにそういうウエートにおいてもおくれしている、これは何かしなければならぬ、これは一致した私たちの考へなんです。特にアメリカとのそうしたテクニカルギャップといひますか、そういうものは非常に大きくなつてきておりますし、これも見なければならぬ。そうした考へのもとから出されて本法案を提出された、そうした背景もよくわかるのです。そこで資金的な援助というものは、結局民間にまかしていくという気持ちが非常に大きい。これがたして政府主導型であるか、民間にしていけばいいのかというような考へ方の問題というものもあるわけですが、こゝで私はこれは一つの提案ですが、たとえば政府機関でプログラム開発センターといひますか、そうした中核的なものを今後やはり考へていくべき必要があるのじゃないか、かように思ひます。そうした場合、この法案との関連性といひますか、その辺のところはどのように考へになつておられるか、その辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○赤澤政府委員 いま御提案のような、何か政府機関あるいは政府の一部局、研究所等で、こういったソフトウェアなりプログラムなりを専門的に開発、研究をするようなものはできないだろうかというところにつきましても、実は昨年来いろいろな形でそういった意見も政府内でも出ております。ただ問題になりますのは、現在こういったことに従事しております技術者、特に高級の技術者といふものの数が非常に限定されております。政府内でも非常にこの人数は少のうござひます。また民間でも、それぞれ民間の会社におるわけでございますが、いわば引っぱりだこといったような状態で非常に限定されております。そういったことで、もし政府がこれらを一括して何か直接的な仕事をするとすれば、非常に妙な言い方でございますが、民間の相当なところから引き抜きをしてまいつて集めませんと、相当なレベルの技術者をそろえて仕事をするとしようとなことはなかなかかなりにくい、こういったやうなのが実際の事情でございます。せつかく民間でそういった面が育つておりましたら、政府は政府なりにやはりそういった面の技術者の養成を努力をいたしておりますが、こういったことから考へまして、あまり民間のせつかくの努力を阻害をしてまで政府にそういった部局を設け、あるいは研究機関を設けることはやはり問題があるのじゃないか。こういったことから、アイデアとしては私どもの内部にもいろいろござひますけれども、実際問題としてなかなかそれが実現しないと思ひますか、実行に移しにくい、こういったやうなものが偽らざる実情ではないかと思つておるわけでございます。

○近江委員 はからずもそういう技術者等の不足ということがござひます。大きく出てきたわけですが、確かにこの質、質といふと失礼なことばになるかしりませんが、やはりアメリカ等に比べますと、その低さといふものはおおくもなかつたと思ひます。質量ともに充実をしていかなければならぬ。そういった場合、この技術者のそうした今後の養成ですね。政府もいま力を入れておるとおつたことなんですが、このように力を入れておるとおつたことなんですが、こういった技術者の不足といふのは前からやはりわかつておるわけですね。この辺の対策について、いままで政府は力を入れてきた、それじゃその力を入れてきた状況をひとお聞きしたいと思ひます。きょうは文部省の方から聞いていますか。——お聞きせんね。それじゃ通産省でけつこうです。その辺のことについては文部省ともよくいろいろと打ち合わせをなさつておるとは思ひますけれども、具体的にひとつお聞きしたいと思つております。

○赤澤政府委員 私どものほうで一体どのくらいその情報技術者がいるかということ、ちよつとまず簡単に御説明をしてみたいと思ひます。

昭和四十三年、昨年の調査でございますが、いわゆるシステムエンジニアと申しますか、高級なほうのエンジニアが全国で大体七千五百名程度おるものと思ひます。それから見ますとやはり一級下になります。プログラマーと称するグループの技術者、これがほぼ一万名、合計いたしまして大体一万七千人から一万八千名くらいというのが全国におります。こういったいわゆる技術者と称するものであります。それからもう一つ、これはアメリカではじやどのくらいおるかといふことで、アメリカのある種の報告書を調べておりましたら、その中にあります人数として、これは六六年、ちよつと古い人数でござひますが、アメリカではシステムエンジニアが約三万五千名、それからプログラ

で、私どももいたしましては、こういった面における外資というものにつきましては、今後簡単にこれを許していくということにはいたしかねる。申しますれば、この面については当分非自由化業種ということで、私どもは国内のそういった面の育成強化に専心してまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○近江委員 アメリカ等でもかなりそうした評価というものは固まっております。でありますけれども、実際の問題になれば判例等で解決していく、こういうようなことになっていくわけですから、この評価を確立をしなければ、当然そこに保護という問題が出てくるわけですし、流通の面でも大きな支障を来して、御承知のように、特許法あるいは著作権法あるいはノーマー、いろいろなかことでそうした点の保護ということがあるわけですが、こういうソフトウェアの面についての保護ということがはつきりしておらない。結局それが評価の確立がなされておらない最大のネックだと私は思うのです。ですからもう一歩進んで、もちろん、その根本のことが確立できていないのだから、しかたがないと言えしかたがないかも知れぬけれども、要するにそういうことの段階じゃないと、要するにそういうこと、そこでその保護を今後どう考えていくか。当然重くなった問題であります。それをまずお聞きしたいと思ひます。大臣来られたのです。それは私また質問しますから今度答えてください。大臣お見えになりましたから、この際やめます。

○八田委員長 この際、昨日の大阪市におけるガス爆発事故について説明を求めます。宮澤通商産業大臣。

○宮澤通商産業大臣 昨八日、大阪市大淀区天神橋六丁目付近におきまして、ガス爆発事故が発生いたしました。多くのとうとい人命が失われ、また多数の重軽傷者が出ましたことは、まことに遺憾にたえません。このたびの事故でなくならまし

た方々の御冥福を、つつしんでお祈り申し上げる次第でございます。

昨晩おそく東京をたちまして、夜半までに現地に参りました。公益事業局長を伴ひまして現場に参りまして、実情を視察し、また説明を聞きまして、事故の原因の究明に当たつてまいりました。なお、その後不幸にしてなくなりました方々に哀悼の意を表しに参りましたわけでございます。事故の概況でございますが、事故現場は大阪の大淀区長柄国分寺町十五番地先市道におきまして、大阪市施行の地下鉄二号线の工事現場でございます。現地で事故発生の前夜について調べましたところでは、午後五時二十分ごろにガス漏れが発見されまして、直ちに周辺の人からそれが関係機関へ通報されました。

〔委員長退席、武藤委員長代理着席〕

事故は、これは地下鉄の工事がオープンカットで行なわれておりました、したがって地表から二メートル五センチくらいのところを埋められておりました直徑五百ミリメートルの鋼鉄管、これがオープンカットで工事を行なうに伴つてつられた形で、つり防護の状態になっておるわけでございますけれども、そこから何かの原因でガスが漏れ、また何かの原因でそれが引火、爆発して惨事を起こしたものでございます。しかし、この原因の詳細につきましては、今朝から大阪府警並びに消防において取り調べを開始いたしましたので、その結果を待たねばわからないところが幾つかございます。

被害の状況は、本日九時五十分現在の大府警の調べによりますと、死者七十一名、重傷者百六十五名、軽傷者百七十七名ということになっておりますが、昨晩以来、はつきり人員についてつかめないような要素がかなりあるようでございまして、大阪市の消防当局の調査と、ただいま申し上げました調査とは、多少食い違つております。しかし、死者の数につきましては、七十一名というのが、今朝十時ごろの調査でございます。調査い

たしましたあと、大阪の市役所におきまして、市長をはじめ市当局、それから中央の出先官庁の長、並びに東京からかけつきました各省の保官とともに、第一回の対策の会議を今晩までいたしました。なお、政府において対策協議会を総理府に設けるという知らせを受けたので、その前提のもとに、関係者が政府に対して特に緊急に要望すべき事項があれば、できるだけ早く知らせてもらいたいということを伝えておきました。今朝根本建設大臣が到着いたしましたので、おそろしく今日昼前に、根本建設大臣参加のもとに、この会議の第二回目の会議が開かれておるといふふうに考えております。

なお、本日政府におきましては、関係行政機関をもつて大阪ガス爆発事故対策連絡本部を総理府に設けることを決定いたしました。通産大臣をその本部長に任命いたしましたわけでございます。

私といたしましては、今回の事故について考えますと、昨午板橋で類似の事故が発生したことでもございまして、その後、通産当局といたしまして、保安につきましては極力努力をし、また関係者の注意も促し、導管の防護対策につきましては、過去数カ月にわたつて学識経験者の会議を開いて、その答申を得まして、その趣旨をこの二月に再度通達いたしましたところでございます。全力を尽くしておるつもりではございましたが、しかもこのような事故が発生したということは、まだここに申しわけないことであります。ことに、ただいまこの時点でも同じような工事が各地で行なわれているのでありますから、緊急に、従来の指示なり、あるいは行なわれておりますことをさらに強化する方途によりまして、とりあえずの再発を防ぐ。なお、新法によりまして、さらに保安規程などの強化もはかつてまいりたい、かように考えておりますが、まことに申しわけないことと存じます。

○武藤委員長代理 質疑の申し出があります。順次これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 大災害においてとうとい生命を失われた方々に、あるいはまた負傷せられた方々、

家を倒壊という不幸な事態に直面された皆さん方に対しまして、心から御冥福をお祈り申し上げるとともに、一日も早く全快されることをお祈りをいたしたいと思ひます。

大臣は、さつそく現場におもむかれて、お見舞いなりあるいは調査をされたことに対して、心から敬意を表する次第であります。だが、お帰りになりました、総理に報告をされるのは、これは当然でありましようけれども、その後引き続き本委員会に御出席になつて、ただいまのような事情説明をされるとき、あるいは質問を受けられるという態度をおとりにならないか、これに對して、どのような事情があるかは知りませんけれども、非常に遺憾に思ひます。

本会議が二時から始まりますので、本会議後に質問をいたしたいと思ひます。保留いたしておきます。

○武藤委員長代理 本会議散会後再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後一時五十六分休憩

○八田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後三時十九分開議

公益事業に関する件について調査を進めます。質疑の申し出があります。順次これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 事故発生の原因については目下捜査中であらうと思ひますから、そのことはお尋ねしませんが、大災害に発展をしたことについてはいろいろと報道されておりますが、大臣は現場においてになつて、どうしてあのような大災害に発展したのかという点について感じとておられると思ひます。端的にひとつお答え願ひたいと思ひます。

○宮澤通商産業大臣 まず、御承知のように、いわばかなり繁華なところですが、人口の密集したところ

ろであつたということが一つであらうと思ひます。次に、ガス漏れがあるということが非常に爆発に転化しやすいことについて、一般に十分に認識されておらなかったことがあるのではないかと申しますのは、私が最初に心配いたしましたのは、このオープンカットの中で働いておりました現場の人たちが一番なくなつたのではないかと考えておりましたところが、それが意外にそうでございまして、むしろ死傷の率が少のうございました。おそらくこれは、現場の人たちがガスのにおいをかいで退避する時間があつて、しかも退避をしたということであつたらうと思ひますが、そういう認識に比べますと、その周辺に住んでおる人、あるいは通行の人たちが、これはひよつとしたら爆発するかもしれないという認識を、専門家は十分に持つていなかったのではないと思ひれる点でございまして。

それから、警察当局は、通報とともに比較的早く現場に到達しておりましたのですが、結果論としては、その数が少のうございましたために、群衆が近寄ることを阻止できなかった。逆に申しますと、非常に多くの群衆がおつたということになるわけでございまして。阻止できないのみならず、その少数の警察官のうちに重傷を負つた者があつたという点で、立ち入り禁止の区域を手短かに、しかも強制的に設定するだけの警察力というものがにわかには集めなかつたし、また、それがなかつたために、周辺におりました人は、やや爆発というものを十分に考えずに現場の近くにおつた、このようなことが原因ではなかつたかと思つております。

○中村(重)委員 大阪瓦斯の作業員が、爆発の危険があるということはわかつておりながら、付近の者に対して避難をさせなかつた。また、火が出ているので、何だ、何だといつて集まつてきた大衆に対して、危険だからということとそれを避難させるという措置をとらなかつたということも伝えられていますが、その点いかがですか。

○宮澤國務大臣 これは関係者がなくなつておら

れますので、何ともわからないこととございします。のみならず、爆発前に火があつたのかかつたのかということも、必ずしもはっきりいたしておりません。多くの関係者の話は、自動車の到達前に多少ではあるが火があつたといつておりますが、しかりとすれば、たゞいまのような御疑問が出てまいりますが、実はこれは確かめる方法がないということではないかと思ひます。

○中村(重)委員 まあ、いろいろ作業中にガス漏れがあつた、また、ガスの工事ということになつてまいりますと、当然そのようなことが考えられる。そのような場合は、ガスが漏れると空気中に拡散をいたします。その濃度が爆発点に達するというような場合、これは当然それに対する措置がなされなければならぬ。したがつて、絶えず検知がなされて、そしてその濃度を測定をしていかなければならぬ。それがなされていなかったということが伝えられてゐる。それらの点については、あらためてお尋ねいたしてまいりますが、いずれにいたしましても、多数の死傷者を出したり、家屋を焼失したということは、これは現実の問題となつてまいりましたが、これに対する補償措置はどのようなことになりなすか。

○宮澤國務大臣 いずれ、取り調べのいかんによりまして、刑事、民事の訴訟が行なわれるのではないかと想像されますが、実は今朝、私が公益事業局長を現地に残してまいりました一つの理由は、そういう法律上の観点とはあれ、主たる関係者の一つは大阪市という公共団体であり、一つは大阪瓦斯でございまして、両者においてどのような、法律的な意味とは多少異なるかもしれませんが、償いができるか。ともすれば責任を回避しやすいようなことでございしますので、そのようなことのないように、公益事業局長が私的の立場において、両者に対して、私の意をくんで、両者が協力をして善後措置を考えるようにということとを実は勧告させましたために、現地に残してまいりましたので、関係者がそのような気持ちで善後措置に当たられることを、私としては希望をい

たしておる次第でございします。

○中村(重)委員 東京瓦斯の板橋のガス爆発事故の際、当委員会に参考人として、鹿島建設であるとか、あるいは東京瓦斯、その他東京都の関係者に来ていただいているいろいろな事情を伺つたわけですが、私も現場に行きまして調査をいたしました。が、端的に申し上げると、東京瓦斯というのは、ガス爆発ではあつたが、ある意味においては被害者の立場に立つたというような考え方を持つておるやに、私も感じ取つてまいつたのでありまして。それというのは、地下鉄工事が行なわれましよう。それに伴つてガスの移動工事というものがなされるわけですね。そのガスの移動工事に對しましては——これは、当然ガスについては都市ガス業者が保安責任を持つわけですから、移動工事と申しましようか、そのような場合、保安責任者が、それに対しての発言権というのか、あるいは監督というのか、そのようなことをする立場にないといふことです。それがやはりこの事故を引き起こしてくる原因の一つであるといふように私も感じ取つておるわけでありまして。ところが、そういったことで事故が起つて、罹災者に対するところの損害を補償するといふときに、実はこのことが問題になつてこようかと思つたのであります。それは大阪瓦斯が責任者で、事故発生に対する責任を持つことになるのかどうか。あるいは被害者の立場に立つたといふようなことを主張するかもしれない。地下鉄工事その他工事に基ついて責任を問われれば、いやそれは自分では知らぬ、そう言ふかもしれない。そうなるまいりますと、責任のなすり合ひといふことになつてまいりまして、結局は被害者がたいへん迷惑を受けることになつてまいりましよう。特に今回の大阪の事故の場合は、これは地下鉄工事でもつて、かたい鉄板であるとか、あるいは敷き石で張つておる、それが爆発によつて飛び散つた。そして、そこを通つておつた人がトンネルに落ち込むとか、あるいはあつちこつちに吹き飛ばされて、たいへんな

被害を受けた、死傷するという結果になつた、こ

ういふこととございしますが、そうなるまいりますと、私は、道路管理者といふものが当然追及されるのではないかと思ひます。

そこでこれは、大阪瓦斯であるとか、あるいはまた、地下鉄工事をやつた請負業者等の責任であるといふことだけで、事足りるということにはならぬと私は思ふ。やはり国としてどうするか。これは大阪市の責任を持つという形になつてくるのかどうか。いずれにいたしましても、通産省としてはこれに對するところの責任を持つ立場にならうと思ひますから、国家賠償という形になるのかどうか。これは積極的に、この罹災者に対するところの補償措置といふものをすみやかに行なわれるようにしなければならぬと思ひます。その点に對してのお考えはいかがでございまいらしようか。

○宮澤國務大臣 直接の関係者として考えられます者は、確かにたゞいま御指摘のとおり、工事発注者としての大阪市、それから道路管理者としての大阪市——これは市道でございします。したがつて、管理者としての大阪市、それから大阪瓦斯、工事施行者、こゝういふことにならうかと思ひます。

そこで、私がけさ申し残してまいりましたことは、法律上のいろいろ問題といふものはかなりこ

ますので、実は最初にそれを検討したいと思っております。

○中村重委員 最初に検討されるということでございますけれども、時間は相当かかるだろうと思ふ。そこで、とりあえず弔慰金であるとかその他補償についてどのような措置をおとりになりますか。

○宮澤國務大臣 まず、先ほど申し上げました関係者が私の望むような気持ちになられるかどうか、それが第一であると思ひます。

国の問題につきましては、いろいろ関係各省もあることでございますから、協議会でもよく協議をいたしませんと、私一存で申し上げかねるわけでございます。

○中村(重)委員 板橋の事故の際も、通産省がどのような措置をおとりになったのか知りませんが、れども、とりあえず、いわゆる補償措置といふか、慰問措置といふか、相当な金額を支出されておるわけですか。ですから、大臣みずから昨夜現場においでになった、その措置、態度を私はよろしかったと思ふ。だから、とりあえずどうするかということについても、電光石火ひとつ対策を講じられる必要があるということをお願いしておきたいと思ひます。

なおまた、ガス事業法の審議の際に通産省から提出されたこの都市ガスの事故、それが非常に多い。LPガスの事故より非常に多い。しかも運搬中の事故である。当然導管のガス漏れによるところの事故であろうと私は思ふのであります。その点大臣、検討されて措置されておるとは思ひますが、それらの点、注意を喚起いたしまして、その他いろいろ問題がありますから、あらためてひとつお尋ねをしてみたい、このように考えます。きょうは同僚議員の質問がありますから、これで終わります。

○八田委員長 横山利秋君。

○横山委員 私簡潔に伺いますが、いま中村委員のいろいろな質問の中で、私は特に感じましたのは、措置よろしきを得ばかくも被害が多くな

らなかつたという反省であります。そういう感じがいたしました。たとえば発見されてから所管のところへ通報するのに時間がかかり過ぎるのではないか。あるいは、これが事実かどうか、これから念査されるのでありますが、修理のために来た自動車をも動かした、これによってスパークができた、それによつて火がついたのではなかつたかという疑い、もしもそうであるとするならば、まことに情けない話である。第三に、防護体制といふものが不十分なものである。第三に、工事関係者の被害が少なかつた、多くの市民の被害が多かつた、これは何を意味するであろうか。それも事実をきわめなければなりませんけれども、工事関係者がこれはあぶないと思つたら、なぜ一体市民に対して緊急措置がでなかつたであらうか。また市や警察が、直ちに避難措置といふものがどうしてでなかつたであらうか。きのうの晩テレビを見ておりましたら、あるお婆さんは、これはいかぬと思つて店の鉄板をすぐおろしました、私のところだけはだれも何ともありません。これはきわめて賢明な奥さんだと思ふのであります。市民に対するガスといふものの危険ということに対する日ごろの措置ができていなかつた。それから、見てみますと、たくさんのお医者さんへかつぎ込まれて、そして軽傷者は、私あとにしましたと、こう言うのです。都市におけるこの種の救急体制といふものが、いざというときに動かないような結果になっておるといふことが考えられる。それから、大体ガスは漏れてはならぬのであります。現状においては方々で漏れるわけでありまして、その工事の安全基準、工法の安全基準とでも申しますか、そういうものがどうも不十分ではなかつたか、これらの累積の上に今回の被害があると思はれる。もしもこの中の一つ、二つ、あるいは全部が十分にできておつたならば、ガスは漏れた、しかしかかることはあるまいにと思はれる。

それから最後に、いまでも私は不思議に思うのであります。被害者の、たとえばなくなつた人の数が情報によつてきわめて違ふということがあります。こういうことは、緊急の際、わあとなつておる際でしかたがないだけでは済まない問題である。いやくも人が死んだのでありますから。それが九十九人といひ、九十三人といひ、九十一人だといひ。政府の御報告を見ても、朝は七十六人、大臣がおいでになれば七十一人だ、これはいささか軽率にすぎはせぬかというやうな感じがいたします。この種の問題が勃発をいたしました際における役所の扱い、協力体制といふものについていかにがなななと思ふ。事が起きた、ガスが漏れたことによつて、これらが累積してこゝまで大きくなつたといふことを私は痛感するわけでありまして。私の質問は、ほかの方もありますから、この問題についてのみ大臣の御意見を伺いたいと思ふのであります。

○宮澤國務大臣 まず、最初の通報、それからガソ会社の処置でございませうけれども、このたびの場合は、私の調べました限りでは、ガソ会社の修繕車がほぼ十数分の間に到着をしておりました。これは多少偶然の事情もあつたようでございますけれども、まず処置としてはあまり非難のできない早さではなかつたかと考えております。

それから、警察に対する通報は、事故が起こりました十分ぐらゐで市民からあつたそうでございます。したがつて、警察はすぐに人員を派遣したわけでございますが、これが避難の問題と関係がございまして、意外にたくさんの方がその周辺においでまして、少数の警察官で立ち入り禁止区域を設定するといふやうなことがとうていできないやうな状態であつたときに爆発が起こつた。警察官自身も実は重傷を負つた、こういうことであつたように思ひます。したがつて、この点は横山委員の言われますように、ガスといふものは爆発に発展する危険が相当高いんだといふことについて十分周知徹底をさせる私どもの努力も、実は足りなかつたのではないであらうか、こう考えております。

なお、発火の原因が何であつたかということにつきましては、自動車がイグニッションを入れたといふことであるといふ説と、むしろ現場におりました多くの人は、それより前に火が少しづつ燃えておつたといふことを言つておる人のほうが多うございます。これは究明に待ちたいと思ひます。それから、救急体制でございませうけれども、何ぶんにもこれは罹災者の数の推定とも関係いたしますが、二十幾つの病院に収容いたしました。このことが、近くに大きな病院があつて全部といふわけにもいかなかつたので、その結果、罹災者の数等もいろいろ重複計算されたりしたわけでございますが、まあこういうことを申し上げるわけにどうか、現場におりました私の印象から申しますと、何ぶんにもまつ暗であり、どこにだれがいるかわからぬといふやうな状況でございまして。また、遺体の収容されております寺に弔問に参りました。そこにもそういうやうなことがございまして、ある程度の混乱は避けられなかつたのではないか。これは御批判もつともございませうけれども、そのような印象を私としては持つたわけでございます。

それから安全基準の問題、これは非常に大切な問題でございまして、確かに今度のように他工事で埋設されておる導管に影響が及ぶといふやうな場合には、工作物としてのその導管をつるにしても、やぐらで受けるにいたしまして、その受け防護あるいはつり防護の強度なり基準なりについて、従来十分な規制規定がございせん。これは私は一つ反省すべき欠陥であると思ひます。それは工作物基準についての欠陥でございまして、それから保安基準につきまして、少なくともこの程度の頻度でガス漏れのチェックをすべしといふやうなことにございまして、従来指導によつてやらせてはおりますけれども、保安基準といふものを、こういう他工事の場合にも事前に国に出させて、それに対して国が改善命令ができるといふやうなところまでは、従来法律ではできなかったわけでございます。新法ではこれができるようになります。これらの点の法制的欠陥については私

ども反省もいたしておりますし、また、幸いにし
てこのたびの新たな法によりまして整備ができます
で、速急に整備をいたしたいと考えております。
○横山委員 私はこの際希望を申し上げておき
たいと思っております。

私の申し上げた救急体制というものは、たとえ
ば一人の人が交通事故でけがをする、それに対す
る救急体制はわりあい整備をされてまいりまし
た。しかし、大規模事故についての救急体制とい
うものは、まだ整備されていないのであります。か
つて国鉄で、新幹線が脱線したなどのくらのい
の死傷が出、どういふような結果になるかとい
うことについて、その机上演習をやるという話が
ございました。国鉄は、新幹線の信用のためにもあ
まりそういうことは好ましくないといつて、えんき
よくに斯わられたことがあるのであります。そ
ういふことは、私は何も新幹線の信用を害する問
題とは筋が違ふと思つております。今回のよう
な、この累積をした原因によつてたくさん死傷
者が出たと思つてございすけれども、こ
ういふような場合に、国、県、市あるいは民間の医
療団体あるいは地域市民の協力というものを含め
た、都市におけるこの大規模事故の救急体制につ
いての机上演習とかあるいは想定演習というもの
は、この機会に考慮をする必要があるのではない
かといふことを私は痛感するわけであります。
めつたにないことであるけれども、さて事が起こ
てみると、各省がそれぞれ担当者を派遣する、そ
れぞれの立場において議論をするといふことで
あつて、何か大規模事故の救急体制についての一
つのルール、むずかしい話であります。官民を
通ずるルールというものが、拠点及び被害が想定
されるところについてそういう問題があるべきで
はないかという感じがいたします。私の希望で
ございすが、大臣の御意見を承つて、私の質問を
終わることにいたします。

○宮澤国務大臣 確かにそういう点につきましては、
まだまだはなはだ欠けるところが多うござい
ます。どこに退避をすべきかといふことぐらひは、

大都市ではやはりきめておかねければならぬこ
とでございすが、まだまだ十分でございま
す。関係各方面とも十分協力をして、そういうも
のを育てていかなければならぬと思つておりま
す。

○八田委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 一点だけお尋ねをいたしたいと思
います。

こうして持つてまいりましたのは、前回の板橋
ガス爆発事故のときのファイルでございす。当
委員会においてぜひ詳しく、かつ二度とこ
ういふ事故は起こらないようにという立場から、板
橋ガス事故については私たち論議をいたしまし
た。また事業法も成立した。こういう中で、いま
だかつてない空前の事故が起つたといふことに
ついては、やり切れない気持ちをするわけなん
です。そこで私は、本部長としての通産大臣に特
にお願いをいたしたいと思ひますし、また要望いた
したいのは次の一点です。

要するに、原因の究明をやつていくといふ場合
に、何としても筋を通すといふ立場からは、刑事
責任がどこにあるかといふことを追及しなければ
ならないことは言ひまでもありません。なお、民
事的な責任がどこにあるかといふことも明確にさ
ねなければなりません。しかし、それだけでは事
故の防止にはならない。板橋のときに、刑事責
任、民事責任がどこにあるかといふことをかなり
徹底して分析をいたしましたけれども、再びこ
ういふ事故が起つた。要するにそれが法律的な責
任につながらないといふことで、一体どんなことが事
故の原因になつたのだろうか、どんなことが事故に
影響を及ぼしたのだろうか、こゝういふことを主として
責任を追及といふことになつてきますと、警察
が中心になつて刑事責任の追及、あるいは民事
責任の追及にしばらくは私は思ひますけれども、
も、そういうことでは私は事故が繰り返されると
思ふのです。ありとあらゆる立場から、この機会
に、ひとつ安全性の立場からの説明といふものを、
ほんとうに私たちは残念な今度のできごとの

中ですることが、私たちの責任だと思ふ。それに
ついての御所見を承りたいと思ふのです。たとえ
ば群衆心理学なんといふものをひとつ徹底的に導
入してみ、群衆——むずかしいことをいへば第
一次群衆、第二次群衆といふような群衆があるら
しいのですが、そういう群衆に対するところの措
置を今後どうすべきかといふような問題。たとえ
ば、工事契約以来の働いておつたところの勤労者
の人が、どの程度の疲労度を持つておつて、注意
力を欠くようになったか。何もそのことが責任が
あるとかないとかといふことは関係なしに、あり
とあらゆる角度から、ひとつ原因の究明といひま
すか、安全性の立場に立つたところの究明をこの
機会にやつていただきたい。これが一点でありま
す。

それから、いま一つ同じような要望をいたした
いと思ひますけれども、再開される都市の上
にわれわれはこうして住んでおる。まさに原子爆
弾の上に住んでおるようなものだ、こゝういふこと
を私、最初にこの商工委員会に籍を置きましたと
きのガス爆発事故のときに、先輩の議員が発言を
したことを聞いております。四年前であります。
まさにそういう状態がさらに倍加されてきておる
といふことを考えてみますと、きょう、あるデー
が、ひとつガスの工事をやつておる関係者たち
が一日仕事を休んで安全性とは一体何だろうか、
かりに事故が起つた場合にどういふ措置をし、
どこにどういふふうな連絡をしたらいいだろうか
といふことを、一日考えてみたらどうだろうとい
うふうな呼びかけをいたしておりました。だか
ら、ひとつ政府としても、対策本部長としても、
通達を建設省がお出しになる、通産省が何か新し
いさらにこゝういふ点に注意をしないといふよう
な通達を出すのではなしに、こんなに大ぜいの人
命が失われたこれを機会に、現在ガスの工事をし
ておる現場が半日でもいから休んで、もしかり
に事故が起つた場合に一体どうするのだといふ
ことを考えることは、そのことによるデメリット
と今後の安全性を確保するといふ点のメリットを

比べると、私は問題にならないほどだと思ふので
す。私はこゝういふ点についての大臣の御所見を承
りたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 原因につきまして、刑事、民事
の問題を離れまして、群衆心理学あるいは労働科学
による疲労度の調査等々といふようなことも大切
なことである。また、案外こゝういふことが一番大
切なことであるかもしれないといふふうな考へて
おります。

私もどなたもいたしまして、ガス行政を監督して
おります立場から、さしずめ私が感じておりますこ
とは、これは今回の原因究明の結果、案外ポイン
トでないかもしれない。それはそれに待たなけ
ればなりませんが、さしずめ思ひますことは、
板橋の事故と今回の事故との共通な点は、いわゆ
るよその工事との関連でガス漏れが生じたといふ
点であります。いずれの場合にも、長いこと地中
に埋設されてある安定を得ておつたであろうガス
管が、事故によつて片方はつり防護、上からつら
れたわけでありす。板橋の場合には、御承知の
ように、埋め返しとときに下からやぐらで受けら
れたわけでありす。それらは、従来の埋設され
た安定した状態と同じ状態ではないはずであつ
て、それが何方向に共通な原因だつたのではない
か。これは想像でございすけれども、そういう
想像ができます。そういたしますと、私どもとし
てどういふことを注意すべきかといへば、つる場
合あるいは受ける場合に、そういう工作上の基準
といふものを設定をして、それについて届け出を
させて、必要があれば改善命令を出せる、こゝう
いふ体制をとつていくことが必要であらうと思
ひます。

それからもう一つ、そういう工法で工事をいた
しますときに、保安上の観点から、ガス漏れをし
ばしば、しかも正確な方法でチェックをする。そ
れは工事施行者、事業者、ガス会社共通の義務で
ありますけれども、これは三者の義務といふのは、
おのおのが自分の義務と考へにくいような点が
ございすから、共同体制をとらせるといったよ

うな、そういう保安上のプログラムを、これも同じく届けさせて、悪ければ改善命令を出す。これらの点は、ことに新法ができたのでこれからできますので、行政で改善できる点である、こう考えております。

なお、御参考のために申し上げますけれども、ガス会社の責任者の語るところでは、今回ガス漏れの起こりましたわずか小一時間前に、その場所の点検をしたと言っておるのであります。そうだとしますと、その点検の方法が適当であったのかという問題を生むと思います。総じて、最後に御指摘になった点でありますけれども、板橋の場合にも、今回の場合にも、関係者はすべてこういう工法は長いことやってまいりまして、かつて間違ったことがございせんから、われわれの責任ではないはずだというような主張をされますが、それはやはり一種のマンネリズムだと私は思うのであります。世の中の環境が変わってくれば、いままでなかったことが起こり得るのでありますから、そういう意味でのマンネリズムに警鐘を鳴らす意味で、現在施行中の工事に対してひとつ総点検をお願いしたい、こう私は考えております。

○八田委員長 近江已記夫君。

○近江委員 今回の事故によりまして七十一名の方がなくなりました。心から御冥福をお祈りしたいと思っております。

今回の事故は全く起こるべくして起こった事故である、人災である、このようにいわれております。いままでガス会社も、カローアップなど品質の向上には非常に熱心であったけれども、安全対策に欠けておたのではないか、そのようにもいろいろいわれておるわけですね。原因はいろいろ御調査なさっておるかと思ひます。ガス管の老朽化、あるいは重圧等によるひび割れ、あるいは工事の不手ぎわ、あるいは警備の手抜き、あるいは各種条件として、巡回車が火を出したとか、あるいは人が集まってきたのを全然規制できなかったとか、あるいはまたガス検知器を備えてなかったとか、あるいはそういう緊急体制ができて

なかったとか、いろいろなことがあろうと思うのです。そうしたことはこれから一つ一つ明らかになっていくと思ひます。今回のことについて人災だという問題でありまして、その点について大臣はどう反省なさっておりますか。

○宮澤國務大臣 私はいかなる観点からしまして、これは人災だと思ひます。

○近江委員 それで、直接のそうした原因、また今後の対策ということがいろいろあるかと思うのです。しかし、もっと根本的にそうした対策を——私たちもいままです事故等を通じて、いろいろそのことは政府の方に申し上げてきたわけでありまして、科学技術庁の資源調査会が昭和四十年の五月二十五日に、パイプライン網の整備に関する報告を関係省庁に渡しておるわけですね。私もいままざつとこれを目を通しましたけれども、もしもこういうことが完全に実施されておれば今回の事故は防げたと思うのです。それについて大臣どう思われますか。

○宮澤國務大臣 それは共同溝に関するものと存じます。共同溝というようなのは一案であると思っておりますが、これには同じ溝に入ります他の線が、ガス管そのものが危険でないという保障を求めておりますので、もう少し科学的な研究を必要とする。しかし基本的には、新しいところは共同溝でいくべきだと思ひます。

それからもう一つ、いわゆるパイプそのものの質、新しさ、継ぎ手の確実というようなこともございまして、ただいま申しましたように、そのパイプを宙につる、あるいは下からささえるということ、現状に何かの影響を与えるというようないかなと思ひます。

○近江委員 都市の過密化によりまして、今後ますますこうした事故が予想されるわけですね。みな非常に心配しておるわけでありまして、そこで原因あるいは再発防止について、各官房が一体となつて考えるという姿勢は、いままです弱かったのではないか。今後の問題を考えていったときに、

安全対策の主務官庁というのは一体どこであるのかという問題なんです、これについてどうですか。

○宮澤國務大臣 どこか一つというわけにはまいりませんで、この場合でございますと、まあガスについては私もございまして、それから道路管理者については建設省、また労働基準については、いろいろございまして、要はその間の事故をなくするという協力体制の心がまえだと思っております。

○近江委員 そこでこれからの問題であります。これからの問題といたしまして、大都市を中心としたそういうガス管の埋設等について、全国各地のそういう総点検をやつて安全対策を確立をしていただきたい、これが一点です。

それと、埋設物のたとえば水道管、電電公社関係のそうしたパイプ、あるいはガス管とか、ばらばらでどこにあるか全く手探りだ、これは工事関係者に聞いたらみな言うわけですね。そういう点で統一地図のようなもの作成が急務ではないかと私は思ふのです。政府のほうでその作成を、特に大都市を中心として早急になるおつもりはあるかどうか、この二点についてお聞きしたい。

○宮澤國務大臣 工事関係者に言わせると、大都市についてはある程度地図はわかつておるというのでありますけれども、どうも縮尺が違つていたり、あるいは思わぬところで非常に古い時代のもので出てきたりということのようございまして、むしろ新しい問題でありまして、整備してまいらなければならぬと思ひます。

○近江委員 それから総点検のことをお聞きしたい。

○宮澤國務大臣 それは私、申し上げたと思ひまして再度申し上げますが、先ほども申し上げましたように、一種のマンネリズムを打破する意味で、そういう心がまえでやっていきたいと思っております。

○近江委員 それと緊急体制ですね。たとえば消防なり警察あるいはガス、その辺の横の連携とい

うか、その辺のところは非常に大事じゃないかと思ふのです。ですから、その辺のところの緊急体制を整備していただく。それと、今後この安全確保という点につきまして、基準の問題とかそうした点は先ほど答弁されたわけでありまして、この点は要望でありますけれども、さらに実情に即したそういうものをやっていたいただきたいと思ふのです。それから補償の問題であります、これについてもどういふあれでやっていたらいいか。その三点についてお聞きしたいと思ふのです。

○宮澤國務大臣 今回、警察、消防、非常によく動いてくれたのでありますけれども、やはりもの考え方としては、事後的なことではなくて、予防的な意味でももう少し動いてもらうことが一般として必要ではないかというふうに思っております。

それから、最後に言われました補償は、先ほどお答え申し上げましたとおり、ともかく工事関係者等、大阪市、大阪瓦斯、それから工事施行者、これらの人たちがお互いに責任をなすり合うようなことではなくて、基本的に考えてもらいたいというのを、私の意思として実は伝達いたしますために、公益事業局長にきょう関係者を歴訪させております。さしずめそういうことで進んでまいりたいと思っております。

○近江委員 では、もう時間がありませんので、今後こうした事故が発生しないように万全の対策をとっていただきたい、これを強く要望して、終わります。

○八田委員長 川端文夫君。

○川端委員 たいへん大臣には御苦勞さまでした。昨晩からの大きな災難に対して、なくなられた方、けがされた方に心から弔意と慰問を申し上げたいわけですが、特に補償という姿になれば、先ほどから言われているように、いろいろ問題も残ろうと思ひますから、補償というよりは、このような大惨事の中に犠牲になった人々に、政府としては何がしかの慰問を申し上げる。遺族なりけがをした人々に慰問を申し上げるぐらいのことは、とりあえずやっていたいのではないかと思ふのだけ

れども、そういう用意をされているかどうか。特に大臣は、お帰りになつて総理大臣に報告されていると承つておるわけですが、そういうことに對して総理大臣と何かお話し合いがあったかどうか、お聞かせ願ひたいと思ふ。

○宮澤國務大臣 先刻も申し上げましたように、第一回の対策會議を開きますときに、それが一番最初に出てくる議題になるかと思ひます。国会のほうの御発言にあらわれましてお考えもいろいろ伺ひながら、政府内でも検討をしまひたいと思つておりますが、ただいま私限り一存で何とも申し上げられないというのが事実でございます。

○川端委員 原因に關しては、明日私も調査団の一員に加へられていきますから、ここで多くを申し上げるよりは、とりあえず慰問の問題に重点を置いて――まあ補償ということになれば、原因の責任の所在が明らかにならなければ、なかなか補償の問題も困難があるかと思ひけれども、ぜひともその点はひとつ十分な配慮をできるような処置を考えていただきたいと思ひます。

もう一つ、私はこの點に對して、去る三月十一日のガス法の一部改正のときにも申し上げたのですが、問題が起きてから責任の所在を究明したりあやまつたりしておることで、人命の問題等が起る重大な問題がひそんでゐる。ガスの問題、危険物の問題に對しては、予防処置が重点的に行なわれなければならない、こういうふうに申し上げて、あの法律の審議を終わつておるわけです。私はいろいろな意味において、先ほどから安全の問題で、あのときも申し上げましたけれども、公共性と私企業との關連において、ガス会社が株式会社である限りにおいては、完全な、官庁、政府の考へてゐるようなことをできない場合があり得るはずだ、こういう場合にどういう処置をとらせるための協力、助成をするかということもあわせて考へることなくしては、単に監督だけやかましく言つておつたつてどうにもならぬ面があるではないか、こういうことも申し上げておりました。まあ

全部言つてしまへば、いままでの安全確保に對しての私の感じでは、目に見えるところの安全、いわゆる監督に對しては十分行なつてゐるよう思ふのです。ガス製造事業等に對しての監督は十分行なつてゐるようであるけれども、埋没されてゐる導管等の腐朽の問題あるいは道路の加重の相違等で起きてきた問題に對しては、事故が起るまで一日延ばしにされてゐる危険が感じられてならないのであります。こういう機会をとらえて、なくなつた方々や多くの人々に申しわけないけれども、災いを転じて福にするという腹がまえでひとつ抜本的な対策が立てられる必要があるのではないかと。

もう一点は、この問題は、先ほどから話がありましたように、ガス会社の直接的な關係でなしに工事中に起きた問題であるけれども、今日の建設業者のあり方の中に、いわゆる季節労働者を集めて、下請あるいはまた請等によつて、そういう問題で十分訓練を受けざる人々を使つてゐるおそれがあるのではないかと。こういう点も私はあつた視察に行つたときに調べさせていただきたいと思ひますけれども、こういう機会に、單なる個人の責任追跡だけではなくして、今後問題を再び起こさないための抜本的な形をとりたいということが私どもの視察であり、大臣もゆうべから行かれた趣旨ではないかと思ふのですが、そういう用意をする決意がありますかどうかを承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 公益事業としてのガス会社は確かに重い責任を負つておりますけれども、他面、金融でありますとか、税制でありますとか、あるいは料金の決定にあつてはゆる適正利潤、フェアリターンというものを保障されておりますので、私は、株式会社でありまして、十分社会的な責任をわれわれが要求するに足るだけの恩恵を得ておるというふうに考へております。それから、加重の問題でございますけれども、これは、先ほどから申し上げますように、私ども、従来の工作物の基準あるいは保安の基準を、一般の

布設のときに重点を置いて考へておりまして、このような他工事によつて現状が変わる場合のことについて配慮が十分でなかつた、こういう反省をいたしております。昨年導管の防護についての答申も出たことでございます。新法の発足した機会に、十分他工事の場合の――板橋の場合も今回もこれが事故の原因でございましたから、それも十分考へてまいらなければならぬと思ひます。

建設業者につきましては、今回も多少そういうことがございましたかどうか、該当地域についてどうかはつまびらかにいたしません、そういう問題は、確かに私もございまして感じております。

○川端委員 一言だけ。同じことですが、結局他工事の場合の何か法案の準備をせざるを得ないのではないかと申すのです。新法だけで問題が解決つくと言ひ切れましようか。

○宮澤國務大臣 新法によりまして、工作物のあり方についてあらかじめ計画書を出させる、必要があれば改善命令を出す。それから保安についてあらかじめ計画書を出させる、必要があれば改善命令を出す。両方とも新法において他工事の場合に可能でありますから、そのように省令なり保安規程を定めたい、こう思つております。

○八田委員長 米原君。

○米原委員 時間がありませんから、ほんの一間だけにいたします。

各委員会から出された問題点、私も同様に考へます。原因究明について、單に刑事責任、民事責任を追及するというようなことだけでなく、もっと広い見地からこの問題の総合的な原因をひとつ考へていただきたい、これが第一です。この点はもう御了承だと思ひます。

その中で、板橋の單なる爆発事件と違つて、それが非常に大きなものになつてしまつたという点には、非常な不手ぎわがずいぶんあると思ふのです。ね。やむを得なかつたような点もあるでしょう。いままでやつてきたと同じことをやつていたんだけれども、条件が悪かつたと言へるかもしれないけれども、しかし、こういうことを繰り返し

ちやならぬわけですから、たとえば交通局のバスが何か事故が起つて、爆発の直前ですが、とめられた。ところが、そのバスがとめられて降りたお客がそのほうに歩いてゐるのです。これはストップできなかつた。これはバスをとめた以上は、あぶないところに行くのをちよつととめるのが當然だと思ふのですが、そういうようなことが被害を非常に大きなものにしてしまつたというやうな点を考へますと、ただ爆発したことだけの原因じゃなくて、それがもっと広い意味で大きな被害を及ぼしたというような問題ですね。そういう一つ一つについて、これは何も刑事責任とか民事責任を追及する問題じゃないかもしれぬけれども、そういう点も全部総合的に責任を、原因を明らかにしてもらひたい。そういうことを繰り返さないための方法を考へるために、先ほどから言われたいろいろな措置を必ず実行するようにしていただきたい、ということの私の質問であり、お願いなんです。

○宮澤國務大臣 総合的な原因につきましては、先ほどいろいろ御指摘がありまして、私どももそう考へております。やはり高度成長というものについて、その裏になるべき保安公害といったやうなことが十分重視されていなかったということに反省すべきだと思ひます。

それから、先ほどちよつと具体的な例をおあげになりましたが、現実に聞いてみますと、これは危険な事態になりそうだとどういふふうに私どもがかりに客観的に考へてから、事実、事態が発生するまでに十数分の時間しかなかつたらしくて、したがつて警察官が到着いたしましたものの、その数において、当然非常線張つてこれを維持できるやうな状態にない、他方、多くの人が、ガス漏れによる小さな火災が爆発に発展する危険があるというこゝについて十分な認識を持つていなかった、こういう二つの複合の原因であつたように聞いております。

○米原委員 そういう意味で総合的に考へて、そうすると、補償問題にしましても、單に狭い意味

だけのいままでの補償でなくて、どういう形にするか、慰問金とかいうような問題も出ましたけれども、総合的に政府としても被害者に対して処置をとっていただきたいということです。

以上で終わります。

○八田委員長 次回は、明十日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十四分散会

昭和四十五年四月二十三日印刷

昭和四十五年四月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局